

判例六法プロフェッショナル

令和五年版 有効な改正前規定

「有効な改正前規定」について

判例六法プロフェッショナルは、基準日令和四年九月一日までに公布された法令による改正を織り込み刊行しています。しかし、その法令がすぐに施行されず、施行の日が六法の刊行日よりずっと先になることがあります。効力をもっているのは改正を織り込む前の条文ですが、判例六法プロフェッショナルに掲載しているのは改正を織り込んだ条文であるため、書籍の六法では、実際に効力をもっている条文を調べるのができなくなってしまうです。

そこで、効力をもつ改正前の条文で、令和五年四月二日から令和六年三月三十一日までに施行されるものを「有効な改正前規定」として公開します。なお、令和六年四月一日以降に施行されるものについては、判例六法プロフェッショナル本体に小さな文字で改正規定などを掲載しています。

本欄では、令和五年二月一日現在での「有効な改正前規定」を掲載しています。施行の日が未確定なものは「令和五・二・一六までに施行」などと表記しています。施行期日を決める法令により施行の日が確定し、改正法令が施行されると、判例六法プロフェッショナルに掲載している条文が効力をもつこととなります。

令和五年二月一日

有斐閣六法編集室

凡例

- 〔内容現在〕 令和五年二月一日
- 〔掲載内容〕 判例六法プロフェッショナル令和五年版の掲載法令中、施行期日の到来してない改正前の規定を掲載した。
- 〔施行期日の範囲〕 令和五年四月二日から令和六年三月三十一日まで（令和六年四月一日以降のものは判例六法プロフェッショナルに注記を加えて掲載した。）
- 〔掲載の原則〕 該当する条文を条ごとに掲載した。ただし判例六法プロフェッショナルと同一の部分については「略」などと表記して、項及び号の範囲で省略している。
- 〔改正法令一覧〕 各掲載法令の題名の次に、対象となる改正法令の法令名と公布日・施行期日掲載した。なお、施行期日は別の法令により定められる場合がある。施行期日が「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」などと定められている場合には、具体的な日付に置き換えて表記した。
- 〔施行日決定一覧〕 判例六法プロフェッショナル基準日（令和四年九月一日）から令和五年二月一日までに公布された施行期日を決める法令による施行期日を「一覧」で掲載した。

施行日決定一覧

法令名	施行期日（施行期日を決めた法令）	対象法令
デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三法三七）	附則一条七号につき令和五・二・六（令和四・一〇・六政三四）	住民台帳（第四条の改正規定に限る）
著作権法の一部を改正する法律（令和三法五二）	附則一条四号につき令和五・六・一（令和四・二・二八政四〇四）	著作
消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和三法七二）	附則一条三号につき令和五・六・一（令和四・二・一五政三三）	特定商取引・預託取引
道路交差法の一部を改正する法律（令和四法三三）	附則一条本文につき令和五・四・一（令和四・二・二三政三九〇）、同条二号につき令和四・一〇・一（令和四・九・一四政〇三）	遺交
旅券法の一部を改正する法律（令和四法三三）	附則一条につき令和五・三・二七（令和四・一〇・一五政三三）	旅券
公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律（令和四法四一）	附則一条につき令和五・四・一（令和五・一・二五政四）	金商

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四法四六）	附則一条二号につき令和四・一一・一四（令和四・一一・二政四七七）	取用
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四法四七）	附則一条ただし書につき令和五・一一（令和四・一一・二八政四〇六）	医師
民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四法四八）	附則一条号につき令和五・二・二〇、同条三号につき令和五・三・二一（令和四・二・二六政三八四）	帯納強制調整・借地借家・プロ費・民訴・民費・人訴・非訟・家事・奪取・民調・民執・民保・組織犯罪・犯罪被害保護・労働・消費者被害回復
宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四法四五）	附則一条につき令和五・五・二六（令和四・二・二二政三九五）	自衛・郡計・建基
農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律（令和四法四五）	附則一条につき令和五・四・二（令和四・二・二八政三五五）	農地
消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和四法五九）	附則一条一号につき令和五・一〇・一（令和五・一・二八政四）	民訴費、消費契約、消費者被害回復
耐震素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四法六九）	附則一条三号につき令和五・四・一（令和四・二・一六政三五〇）	建基

目次

公 法

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二五法二七）……………三
- 国税通則法（昭和三七法六六）……………三
- 国税徴収法（昭和三四法一四七）……………四
- 所得税法（昭和〇三法三三）……………五
- 相続税法（昭和四五法七）……………五
- 消費税法（昭和六二法一〇八）……………六
- 地方税法（昭和五五法二二六）……………九
- 自衛隊法（昭和四九法一六五）……………一〇
- 都市計画法（昭和四四法二〇〇）……………一〇
- 建築基準法（昭和四五法二〇一）……………一〇

民 事 法

- 会社法（平成一七法八六）……………一一
- 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四六法四〇）……………一一
- 民事再生法（平成一法二三五）……………一二
- 会社更生法（平成四法一五四）……………一二

刑 事 法

- 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成一九法二二）……………一三
- 売春防止法（昭和三三法一一八）……………一三

社 会 法

- 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成一七法五）……………一四
- 少年院法（平成二六法八八）……………一五
- 更生保護法（平成一九法八八）……………一五

産 業 法

- 健康保険法（大正二法七〇）……………一七
- 国民健康保険法（昭和三三法一九）……………一七
- 消費者契約法（平成二二法六一）……………一八
- 消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二五法九六）……………一九
- 特定商取引に関する法律（昭和五五法五七）……………二四
- 預託等取引に関する法律（昭和六一法六二）……………二七
- 銀行法（昭和五六法五九）……………二七
- 信託業法（平成一六法一五四）……………二九
- 資金決済に関する法律（平成二二法五九）……………三〇
- 金融商品取引法（昭和三三法三五）……………三二
- 金融サービスの提供に関する法律（平成二二法一〇一）……………三三
- 外国為替及び外国貿易法（昭和四四法二二八）……………三四
- 宅地建物取引業法（昭和二七法一七六）……………三四
- 著作権法（昭和四五法四八）……………三五

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

○国税通則法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・森林環境税及び森林環境課税等に関する法律（平成三〇・三・一九法）三附則 九条（令相六・一・施行）

第九条（任意脱税）

十 国税庁長官が都府県知事若しくは市町村長に又は都府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第四十六條第四項若しくは第五項、第四十八條第七項、第七十二條の五、第八十二條第十七条は第三百二十五條の規定を他法令で定める同法又は同法に關する法律の規定により同税又は地方税に關する特定個人情報提供を拒否する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

令相五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・得税法等の一部を改正する法律（平成一八・三・三二法）五（本則九条）（令相五・一・〇一施行）

・得税法等の一部を改正する法律（令相四・三・三二法）本則九条（令相六・一・一施行）

過少申告加算税

第六十五條（期限後申告書の提出）第三項において、次に掲げる場合、期限後申告書が提出された場合（以下「次期」といふ。）修正申告書の提出は更正があつたときを含む。次期、修正申告書の提出は更正があつたときは、当該納税者に対し、その修正申告書又は更正後第三十五條第二項（期限後申告書）による納付すべき納税額に百分の十五の割合（修正申告書の提出がその申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税についての調査を免れたときを知らされたものではない。）を百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する。同項の規定に該当する場合（第五項の規定がある場合を除く。）において、前項に規定する納付すべき納税額（同項の修正申告書又は更正前に規定する納付すべき納税額）と同様の積増率税額を加算した金額（がその国税に係る期限内申告税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その同様の過少申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定より計算した金額に、その超える部分に相当する税額（同項に規定する納付すべき納税額）を超過する部分に相当する税額に満たないときは、当該納付すべき税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

③ 累積増額差額

第一項の修正申告又は更正前にされたその国税についての修正申告書の提出又は更正に基づき第三十五條第二項の規定による納付すべき税額を計し、当該第三十五條の規定による修正申告書の提出又は更正による修正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原分の変更があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とし、次項の規定の適用があつたときは同項の規定により控除すべきであった金額を控除した金額とする。

次項第一号において同じ。提出に基づき第三十五條第一項又は第二項の規定により納付すべき税額（これらの申告書に係る国税について、所掲げる法人税、地方自治税、相続税、加算した金額をいふ）、所得税、法人税、地方自治税、相続税又は消費税に係るこれらの申告書に記載された還付金の額に相当する税額があるときは当該税額を控除した金額とする。）
イ）本則 略。
④ 略、改正後の追加

⑤ 第二項の規定は、修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査がなされたことにより当該国税について更正があつたときを予知してされたものではない場合において、その申告に係る国税についての調査に係る第七十四條第九項第一号及び第五号（納税義務者に対する更正に係る国税についての調査を免れたこと）を知らされたものではないとき、適用しない。（改正後の⑥）

（無申告加算税）

第六十六條（次の各号のいずれかに該当する場合は、当該納税者に対し、当該各号に規定する申告更正又は更正に基き第三十五條第二項（期限後申告書）による納付すべき納税額に百分の十五の割合（期限後申告書又は第五号の修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税についての調査を免れたものではない。）を百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課する。ただし、期限内申告書の提出があつたことにより正當な理由があると認められる場合は、この限りでない。）

① 前項の規定に該当する場合

同項ただし書又は第七項の規定の適用がある場合を除く。このとき、前項に規定する納付すべき税額（同項第一号の修正申告書の提出又は更正があつたとき）を超過するときは、その国税に係る累積納付した金額（が五十万円を超えるときは、その同様の過少申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定より計算した金額に、その超える部分に相当する税額（同項に規定する納付すべき税額）を超過する部分に相当する税額に満たないときは、当該納付すべき税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）

の項及び第五項において同じ。の規定の適用があつたときは同第四項の規定により控除すべきであった金額を控除した金額とする。）
イ）本則 略。
① 改正により追加
第一項の規定に該当する場合（同項ただし書若しくは第二項の規定の適用がある場合）又は期限後申告書若しくは第一項第一号の修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正又は決定があつたときを予知してされたものではない場合（以下「次期」といふ。）において、その期限後申告書若しくは修正申告書の提出又は更正後第三十五條第四項（前日）から起算して五年前の日までの間にその申告更正後（期限後申告書又は同号の修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税についての調査を免れたものではない。）を予知してされたものではない場合において課されたものを除く。又は重加算税（第十八條第四項（重加算税）において、「無申告加算税等」といふ。）を課されたこととあるときは、第一項の無申告加算税の額は、同項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第一項の規定する納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。（改正後の②）

② 前条第四項の規定は、第一項第一号の場合について準用する。（改正後の③）

⑦ 略、改正後の⑦

⑧ 略、改正後の⑧

⑨ 略、改正後の⑨

⑩ 略、改正後の⑩

⑪ 略、改正後の⑪

⑫ 略、改正後の⑫

⑬ 略、改正後の⑬

⑭ 略、改正後の⑭

⑮ 略、改正後の⑮

⑯ 略、改正後の⑯

⑰ 略、改正後の⑰

⑱ 略、改正後の⑱

⑲ 略、改正後の⑲

⑳ 略、改正後の⑳

㉑ 略、改正後の㉑

㉒ 略、改正後の㉒

㉓ 略、改正後の㉓

㉔ 略、改正後の㉔

㉕ 略、改正後の㉕

㉖ 略、改正後の㉖

㉗ 略、改正後の㉗

㉘ 略、改正後の㉘

有効な改正前規定（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 国税通則法）

二 期限内申告税額（期限内申告書（次条第一項ただし書又は第七項の規定の適用がある場合には、期限後申告書を含む）

④ 前三項の規定に該当する場合において、これらの規定に規定する税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装され

有効な改正前規定（国税徴収法）

たものに基づき期限後申告書若しくは更正申告書の提出、更正若しくは第十五条の規定による決定又は納税の告知（第三十六条）の納税の告知の規定による納税の告知（第三十二号に係るものに限る。）をいう。以下この項において同じ。若しくは納税の告知を受けるとなされた納付があつた日の前日より起算して五年前の日までの間に、その申告、更正若しくは決定又は告知若しくは納税に係る国税の属する目について、無申告加算税を課され、又は徴収されたことがあらず、これらの規定により計算した金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、これらの規定に規定する基礎となるべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第六節 更正、決定等の期間制限

第一項更正又は決定、その更正又は決定に係る国税の法定申告期限（選付請求申告書に係る更正については当該申告書の提出した日とし、選付請求申告書の提出しない場合による決定についてはその決後にする更正については政令で定める日とする。）二・三（略）

④ 第一項の規定により賦課決定をすることができないこととなる日前三月以内にされた納税申告書の提出（源泉徴取等による国税の納付を含む。以下この項において同じ。）に伴つて行われることとなる無申告加算税（第六十六条第四項（無申告加算税の規定の適用があるものに限る。）又は不納付加算税（第六十七条第一項（不納付加算税）の規定の適用があるものに限る。）についてする賦課決定は、第一項の規定にかかわらず、当該納税申告書の提出があつた日から三月を経過する日まで、することができる。）

第七節 当該職員の特典等に関する調査に係る質問検査権

第七節 第四條の二（柱書略）
一・二（略）
三 柱書略
イ（略）
新口（改正により追加）
四（略）改正後の（）

③ 分別があつた場合の第一項第三号又は第四号の規定の適用については、消費税法第二条第一項第六号に規定する分別法人は第一項第三号又は第四号に規定する資産の譲渡等をする義務がある者と認められる者と同条第一項第六号に規定する分別承継法人は第一項第三号又は第四号に規定する資産の譲渡等を受けける権利があると認められる者と、それぞれみなす。

④ 法人税等（法人税、地方法人税は消費税をいう。以下この項において同じ。）に規定する調査通知（第六十五条第五項（過少申告加算税）に規定する調査通知をいう。以下この項において同じ。）があつた後にその納税地に異動があつた場合において、その異動する納税地（以下この項において「旧納税地」という。）を所轄する国税局長又は税務署長が必要と認めるときは、旧納税地の所轄国税局長又は所轄税務署の当該職員は、その異動後の納税地の所轄国税局長又は所轄税務署の当該職員に代わり、当該法人税等に関する調査（当該調査通知に係るものに限る。）に係る第一項第三号又は第三号に定める若しくは同項の規定による質問検査又は提示若しくは提出の要求をすることができ、この場合において、前項の規定の適用については、同項中「同項に規定する旧納税地」とあるのは「あつては法人の旧納税地」と、同項に規定する旧納税地をいう。以下この項において同じ。」と同項とあるのは「第二項」と、「通算法人の納税地」とあるのは「通算法人の旧納税地」と、「納税地」とあるのは「旧納税地」と、事業者の納税地」とあるのは「事業者の旧納税地」と、「納税地」とあるのは「旧納税地」とする。

○ 国税徴収法

令和五年四月一日以降有効な旧規定
改正法令一覧
・森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成二二・三・二九法三）附則二条（令和六・一・施行）

第一節 定義

一 国税 国が課する税のうち関税 とん税 特別とん税及び特別法人事業税以外のものをいう。
二 地方税 地方税法（昭和二十五法律第百二十六号）第一条第一項第十四号（用語）に規定する地方団体の徴収金（部及び特別のこれに相当する徴収金を含む。）及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成二十一年法律第四号）第二条第九号（定義）に規定する特別法人事業税に係る徴収金をいう。
三 十三（略）

（給与の差押禁止）

第七六条（一）（柱書略）
一（略）
二 地方税法第三百二十一条の三（個人の市町村民税の特別徴収）その他の規定によりその給料等につき特別徴収の方法によつて徴収される道府県民税及び市町村民税に相当する金額
三 一五（略）
④ 一五（略）

○所得税法

令和五年四月一日以降効な旧規定

改正法令一覧

- ・所得税法等の一部を改正する法律（平成三三・三三九法）
- ②本則一条（令和六一・一施行）
- ③デジタル社会の形を図るための関税法の整備に関する法律（令和三・五一九法三七 附則八条（令和五・五一一八まで施行）
- ・所得税法等の一部を改正する法律（令和四・三・三三法四）
- ①本則一条（令和五一・〇一・一施行）
- ②労働者協会の協会の一部を改正する法律（令和四・六・一七法七二 本則四四（令和五・一〇一施行）

隠匿者等の少額預金の利息等の課税

第②条（略）

②非課税貯蓄申込書は、次に規定する非課税貯蓄申告書の提出の際に経出した金融機関の営業所等に対しては提出することとができるものとし、その提出に当たっては、当該金融機関の営業所等の長にその者の身体障害者福祉法第十四条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳、国民年金法第五十九条（給付の種類）に掲げる遺族福祉年金の年金証書その他の政令で定める書類の提示又は当該書類の提示に代えて政令で定めるところにより署名用電子証明書等（電子署名等）に係る地方公共団体情報システム機構の認証書等に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第二項署名用電子証明書の発行に規定する署名用電子証明書（第五項において「署名用電子証明書」という）その他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送信を同一に同じ）であつて財務省令で定めるものをいう。その送信を同一に同じばならないとする。

第④条（略）

（家事関連費等の必要経費不納入等）

第四五条（略）

一三三（略）

一四一（略）

一四二（略）

一四三（略）

一四四（略）

一四五（略）

一四六（略）

一四七（略）

一四八（略）

①相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があつた場合等の修正申出の特例

有効な改正前規定（所得税法）

○相続税法

令和五年四月一日以降効な旧規定

改正法令一覧

- ・所得税法等の一部を改正する法律（平成三三・三三九法）
- ②本則一条（令和六一・一施行）
- ③デジタル社会の形を図るための関税法の整備に関する法律（令和三・五一九法三七 附則八条（令和五・五一一八まで施行）
- ・所得税法等の一部を改正する法律（令和四・三・三三法四）
- ①本則一条（令和五一・〇一・一施行）
- ②労働者協会の協会の一部を改正する法律（令和四・六・一七法七二 本則四四（令和五・一〇一施行）

贈与税についての書正、決定等の期間制限の特則

第六五条（略）

③第一項の規定により賦課決定することができないこととなる前三年以内にされた国税通則法第三十二条第六号（定義）に規定する納税申告書の提出に伴い贈与税に規定する申告があるの（第六十六条第六項（無申告加算税）の規定の適用にかからぬ）に於いては、賦課決定は、第一項の規定にかからず、当該納税申告書の提出があつた日から三月を超す日までに提出することができる。この場合において、同法第七十一条第一項の規定の適用については、同項中同条第六十七号第一号（贈与税）及び同条第六十七号第二号（相続税）は、相続税法第三十六条第三項（贈与税）についての更正、決定等の期間制限の特則」とする。

第六六条（略）

第六七条（略）

第六八条（略）

第六九条（略）

第七十条（略）

第七十一条（略）

第七十二条（略）

第七十三条（略）

第七十四条（略）

第七十五条（略）

第七十六条（略）

第七十七条（略）

①相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があつた場合等の修正申出の特例

有効な改正前規定（相続税法）

○所得税法

令和五年四月一日以降効な旧規定

改正法令一覧

- ・所得税法等の一部を改正する法律（令和四・三・三三法四）
- ①本則一条（令和五一・〇一・一施行）
- ②労働者協会の協会の一部を改正する法律（令和四・六・一七法七二 本則四四（令和五・一〇一施行）

投資信託及び特定受益証券発行信託の受益証券に係る取戻金の分配を除外する規定の特例

第七八条（略）

①投資信託及び特定受益証券発行信託の受益証券に係る取戻金の分配を除外する規定（以下この項において「同じ」）につき支払を受ける者（法人税法別表第一（公共法人の表）に掲げる法人）その他政令で定めるものを除く（以下この条において「同じ」）。政令で定めることにより、その利益等又は配当等につきその支払の確定する日までに、その者の氏名又は名称住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所とする。以下この項において「同じ」）及び個人番号又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（第二十条第五項（定義）に規定する法人番号、個人番号又は法人番号）（同項に規定する法人番号）を、以下の章において同じとし、その有しない者（以下この項において「同じ」）を、その利益等又は配当等の支払を受ける者（これに準ずる者）として政令で定めるものを含む。以上の項において「同じ」に告示しなればならない）。この場合において、当該支払を受ける者は、政令で定めるところにより、当該支払する者としての者（住民票の写し、法人の登記事項簿記載の住所その他の政令で定める書類を提示し、又は署名用電子証明書等（電子署名等）に係る地方公共団体情報システム機構の認証書に関する法律（第三十二条）署名用電子証明書の発行に規定する署名用電子証明書その他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）であつて財務省令で定めるものをいう。）の送信を同一に同じ）を送信しななければならないものとし、当該支払をする者は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は名称住所及び個人番号又は法人番号を当該書類又は署名用電子証明書等により確認しななければならないものとする。

第七九条（略）

第八十条（略）

第八十一条（略）

第八十二条（略）

第八十三条（略）

第八十四条（略）

第八十五条（略）

第八十六条（略）

第八十七条（略）

第八十八条（略）

第八十九条（略）

第九十条（略）

①相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があつた場合等の修正申出の特例

有効な改正前規定（所得税法）

○相続税法

令和五年四月一日以降効な旧規定

改正法令一覧

- ・所得税法等の一部を改正する法律（令和四・三・三三法四）
- ①本則一条（令和五一・〇一・一施行）
- ②労働者協会の協会の一部を改正する法律（令和四・六・一七法七二 本則四四（令和五・一〇一施行）

贈与税についての書正、決定等の期間制限の特則

第六五条（略）

③第一項の規定により賦課決定することができないこととなる前三年以内にされた国税通則法第三十二条第六号（定義）に規定する納税申告書の提出に伴い贈与税に規定する申告があるの（第六十六条第六項（無申告加算税）の規定の適用にかからぬ）に於いては、賦課決定は、第一項の規定にかからず、当該納税申告書の提出があつた日から三月を超す日までに提出することができる。この場合において、同法第七十一条第一項の規定の適用については、同項中同条第六十七号第一号（贈与税）及び同条第六十七号第二号（相続税）は、相続税法第三十六条第三項（贈与税）についての更正、決定等の期間制限の特則」とする。

第六六条（略）

第六七条（略）

第六八条（略）

第六九条（略）

第七十条（略）

第七十一条（略）

第七十二条（略）

第七十三条（略）

第七十四条（略）

第七十五条（略）

第七十六条（略）

第七十七条（略）

①相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があつた場合等の修正申出の特例

有効な改正前規定（相続税法）

有効な改正前規定（消費税法）

第七七条の二（第七七条の六（改正により追加）

（国、地方公共団体等に対する特例）

第六〇条（一）③ 略
④ 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）別表第一に掲げる法人又は人格のない社団等（第九一条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。）課税仕入れを行い、又は課税貨物を税地域から引き取る場合において、当該課税仕入れの日又は課税貨物提出地域からの引取りの当該課税貨物につき特例申告書提出した場合には、当該特例申告書を提出した日又は特例申告書に関する決定の通知を受けた日（の属する課税期間において資額の課税等の対価以外の収入で定める収入を除く。以下この項において「特定収入」とい。）があり、かつ、当該特定収入の合計額が当該課税期間における資産の譲渡等の対価の総額（第二十八條第一項に規定する対価の総額）の合計額に当該特定収入の合計額を加算した金額に比し、三分の二でない旨として政令で定める場合に該当するときは、第三十七條の規定の適用を受ける場合を除き、当該課税期間の課税標準額に対する消費税額（第四十五條第一項第二号に掲げる課税標準額に対する消費税額をいう。次項及び第六項において同じ。）から控除することとすることができる課税仕入れ等の税額（第三十條第二項に規定する課税仕入れ等の税額をいう。以下この項及び次項において同じ。）の合計額は、第三十條から第三十六條までの規定にかかわらず、これらの規定により計算した場合における当該課税仕入れ等の税額の合計額から特定収入に係る課税仕入れ等の税額とし、政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額に相当する金額とする。この場合において、当該金額は、当該課税期間における第三十二條第一項第二号に規定する仕入れに係る消費税額とみなす。
⑤ ⑧ 略

第五五条（住居略）

一三三（略）

新別表第一（別表第二の二（改正により追加）

別表第一（第六條、第十條の二、第十二條の三、第三十條、第三十五條の二（四條）

二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十条第一項（定義）に規定する有価証券その他これに類するものとして政令で定めるもの（ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利に係るものとして政令で定めるものを除く。）及び外国為替及び外国貿易法第六十條第一項第七号（定義）に規定する支払手段（取集品その他の政令で定めるものを除く。）その他

これに類するものとして政令で定めるもの（別表第二において有価証券等）というの譲渡
（住居略）

四三（住居略）

イ 日本郵便株式会社が行う郵便切手類販売所等に関する法律（昭和十四年法律第九十一号）第三条（定義）に規定する郵便切手その郵便切手に関する料金を表す証券（以下この号及び郵便法（昭和十四年法律第九十二号）の第七号及び簡易郵便法（昭和十四年法律第九十三号）の第七條第一項（簡易郵便局の設備及び受託者の呼称）に規定する委託業務を行う施設若しくは郵便切手類販売所等に関する委託業務（郵便切手類販売所等の設置）に規定する郵便切手類販売所（同法第四十條第三項（郵便切手類の販売）の規定による承認に係る場所）（以下この号において「承認販売所」とい。）を含む。）における郵便切手類又は印紙をもつてする個人金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四十一号）第三条（預金の売渡し場所）に定める所（承認販売所を含む。）若しくは同法第四十條第一項（自動車検査登録印紙の売渡し場所）に規定する所における同法第三十條第一項に掲げる印紙若しくは同法第四十條第一項に規定する自動車検査登録印紙若しくは同法において印紙と総称する。）の譲渡
ロ 地方公共団体又は売상이なき人（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三十一條の二第二項（証紙に町村に関する規定の準用）において準用する場合を含む。）以下この号において同じ）並びに地方税法（昭和二十五年法律第二十七号）第七十六條第四項（環境性能測定の納付の方法）、第七十七條の二第一項（種別別課税の徴取の方法）、第七十九條第三項（道府県法定外普通税の証紙徴取の手續）、第四百五十六條第四項（環境性能測定の納付の方法）、第四百六十三條の二第六項（種別別課税の徴取の方法）、第六百九十八條第三項、市町村法（地方自治法第二十三條第一項）に規定する地方自治法（昭和二十五年法律第二十七号）第七十六條第四項（環境性能測定の徴取に係る証紙並びに地方自治法第二十三條に規定する証紙徴取に係る証紙並びに同法第六十一條第二項及び第六十六條第一項（これらの規定を同法第一條第二項において準用する場合を含む。）に規定する証紙をいう。別表第二において同じ）の譲渡
ハ 物品切手（商品券その他名称のいかんを問わず、物品の給付請求権を表彰する証券をい）郵便切手類に該当するものを除く。）その他これに類するものとして政令で定めるもの（別表第二において物品切手等）というの譲渡

五一九（略）
十 身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品として政令で定めるもの（別表第二において「身体障害者用物品」とい。）の譲渡、貸付けその他の政令で定める資産の譲渡等

一三三（略）

十一（略）
十二 学校教育法第十四條第一項（小学校の教科用図書）（同法第四十九條（中学校、第四十九條の八（義務教育学校）、第六十一条（高等学校）、第四十九條の九（中等教育学校）及び第八十條（特別支援学校）において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書）別表第二において、教科用図書」とい。）の譲渡
一三三（略）
（改正後の別表第二）

別表第二（略）改正後の別表第二の(1)

○地方税法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・森林環境税及び森林環境課税等に関する法律 平成三三・三九法三三(附則八条、令四六・一、施行)

・地方税法等の一部を改正する法律 令四三・三三法五(本則二条、令四六・一、施行)

・地方税法等の一部を改正する法律 令四三・三三法七(本則二条、令四六・一、施行)

・地方税法等の一部を改正する法律 令四四・三三法一(本則二条、令四六・一、施行)

(過誤納金の充当)

⑦ 七条の一(略)

⑧ 道府県が第四十八条第一項若しくは第二項(これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。)の規定により当該道府県の個人の道府県民税と併せて徴収した個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金又は市町村が第四十一條第一項の規定により当該市町村の個人の市町村民税と併せて徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金又は特別徴収義務者の過誤納金があるときは、道府県知事又は市町村長は、当該過誤納金をそれぞれ当該道府県又は市町村の地方団体の徴収金に係る過誤納金となし、それぞれ当該納税者又は特別徴収義務者の納付し、又は納入すべきとなつた道府県又は市町村の地方団体の徴収金に充当しなればならない。

⑨(略)

七条の二(改正により追加)

(地方税の予納額の還付の特例)

七条の三(略)

② 前項各号に掲げる地方団体の徴収金として納付し、又は納入された地方団体の徴収金の全部又は一部につき、法律又は条例の改正その他の理由によりその納付又は納入の必要がないこととなつたときは、その時において過誤納金が納付され、又は納入されたものとみなして、前条の規定を適用する。

⑤(略)

⑥(略)

⑦(略)

⑧(略)

⑨(略)

⑩(略)

⑪(略)

⑫(略)

⑬(略)

⑭(略)

⑮(略)

⑯(略)

⑰(略)

⑧ 第一項、第三項(地方税の確定金額の金額が百円未満であるときにおいて、その金額を切り捨てた部分に限る。)及び前第三項の規定の適用については、個人の市町村民税とこれと併せて徴収する個人の道府県民税又は固定資産税とこれと併せて徴収する都市計画税については、それぞれ一の地方税とみなす。この場合において、特別徴収の方法によつて徴収する個人の市町村民税とこれと併せて徴収する個人の道府県民税については、第一項中「千円」とあるのは、「百円」とする。

⑨ (市町村民税に係る検査拒否等に関する罪)

第二十九條(略)

⑩ 法でない社団又は財団が代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法でない社団又は財団を被告人又は被疑人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

⑪ 個人均等割の税率の軽減

第三二條(住居割)

第一均等割を納付する義務がある同一生計配偶者又は扶養親族二(略)

第三三條(所得控除)

第三四條の二(住居割)

十一 控除対象扶養親族(扶養親族のうち、年齢十六歳以上の者をいう。以下この款及び第三十七條の三の第三項において同じ。)を有する所得割の納税義務者、各控除対象扶養親族につき三十三万円、その者が特定扶養親族(控除対象扶養親族のうち、年齢十九歳以上二十三歳未満の者をいう。第八項及び第七十四條の六において同じ。)である場合には四十五万円、その者が老人扶養親族(控除対象扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者をいう。第四項及び第八項並びに第三十四條の六において同じ。)である場合には三十八万円)イ、ロ(改正により追加)

⑫(略)

⑬(略)

⑭(略)

⑮(略)

⑯(略)

⑰(略)

⑱(略)

⑲(略)

⑳(略)

㉑(略)

㉒(略)

㉓(略)

㉔(略)

㉕(略)

㉖(略)

㉗(略)

㉘(略)

㉙(略)

㉚(略)

㉛(略)

は当該株式等譲渡所得割額に五分の三を乗じて得た金額を、その者の第三十四條の三及び前三條の規定を適用した場合の所得額の額から控除されるべき額で同項の所得額の額から控除することができなかつた金額があるときは、市町村長、政令で定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告者に係る年度分の個人の道府県民税若しくは市町村民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

③(略)

第五五章 都等及び固定資産税の特例

第五六章 都等及び固定資産税の特例

第五七章 都等及び固定資産税の特例

第五八章 都等及び固定資産税の特例

第五九章 都等及び固定資産税の特例

第六〇章 都等及び固定資産税の特例

第六一章 都等及び固定資産税の特例

第六二章 都等及び固定資産税の特例

第六三章 都等及び固定資産税の特例

第六四章 都等及び固定資産税の特例

第六五章 都等及び固定資産税の特例

第六六章 都等及び固定資産税の特例

第六七章 都等及び固定資産税の特例

第六八章 都等及び固定資産税の特例

第六九章 都等及び固定資産税の特例

第七〇章 都等及び固定資産税の特例

第七一章 都等及び固定資産税の特例

第七二章 都等及び固定資産税の特例

第七三章 都等及び固定資産税の特例

第七四章 都等及び固定資産税の特例

第七五章 都等及び固定資産税の特例

第七六章 都等及び固定資産税の特例

第七七章 都等及び固定資産税の特例

第七八章 都等及び固定資産税の特例

第七九章 都等及び固定資産税の特例

第八〇章 都等及び固定資産税の特例

第八一章 都等及び固定資産税の特例

第八二章 都等及び固定資産税の特例

〇自衛隊法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四・五・二七法五五）附則七条（令和五・五・二六施行）

第二十五条の二七（改正により追加）

〇都市計画法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四・五・二七法五五）附則九条（令和五・五・二六施行）

第三十一条（住書略）

第三十二条（住書略）

第三十三条（住書略）

宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号） 第三条第一項の宅地造成工事規制区域	開発行為に関する 工事	宅地造成等規制法 第九条の規定に適合するものであること
宅地造成及び特定盛土等規制法第二十六条第一項の特定盛土等規制区域の項		津波防災地域づくりに関する法律第七十二条第一項の津波災害特別警戒区域
津波防災地域づくりに関する法律第七十二条第一項の津波災害特別警戒区域	開発行為に関する 工事	津波防災地域づくりに関する法律第七十三条第一項の規定する特定開発行為（同条第四項各号に掲げる行為を除く。）に関する技術的基準に従い講ずるものであること

八十一（略）

十二、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するもの建築物若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外の開発行為にあつては、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。

十三、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するもの建築物若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流

出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外の開発行為にあつては、工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があること。

十四（略）

⑧（略）

〇建築基準法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四・五・二七法五五）附則六条（令和五・五・二六施行）

第八十一条③（略）

第八十二条③（略）

④ 第一項中第八条から第七条の五まで、第十八条第一項及び第二十五項を除く、及び次条に係る部分は、宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第八條第一項本文若しくは第十二條第一項、都市計画法第二十九條第一項若しくは第三十條第一項、都市計画法第二十九條第一項若しくは第三十條第一項、平成十五年法律第七十七号第五十七條第一項若しくは第六十二条第一項又は津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律百二十三号）第七十三條第一項若しくは第七十八條第一項の規定による許可を受けなければならない場合の擁壁については、適用しない。

○会社法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等（一部を改正する法律（令和四・六・一〇）法六一）附則二四條（令和五・六・九）にて施行

（欠格事由）

第九四三条（資格略）

第一 この節の規定若しくは農業協同組合法（昭和二十三年法律第二十号）第九十七條第四項、金融商取引法第五十條の第二十條第六項及び第六十六條の四、公認会計士法第三十條の二十條第六項及び第三十條の二十二條第四項、農協生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第二十條第六項、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四号）第二十六條第四項、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第三十三條第七項、輸出水産物の振興に関する法律（昭和二十九年法律第七十五号）第二十二條並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十一年法律第八十五号）第五條第二十項及び第四十七條第二項において準用する場合を含む）、弁護士法（昭和十四年法律第二百五号）第三十條の二十八條第六項（同法第四十三條第三項並びに外国弁護士による法律事務の取扱い等）に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第六十七條第一項、第八十條第六項及び第八十條第六項において準用する場合を含む）、船主相互保険組合法（昭和十五年法律第七十七号）第五十五條第三項、司法書士法（昭和十五年法律第九十七号）第四十五條の二第六項、土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十條の二第六項、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百十九号）第十一條第九項行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十二條第二十條の二第六項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十五條第二項（同法第五十九條において準用する場合を含む）及び第六百八十六條の二第九項、税理士法（昭和四十八年法律第九号）の二第六項、同法第四十九條の十二第三項において準用する場合を含む）、信用金庫法（昭和二十七年法律第二百三十八号）第八十七條の四第四項、輸出取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）第十五條第六項（同法第十九條の六において準用する場合を含む）、中小漁業漁獲保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第五十五條第五項、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十條第四項、技術研究組合法（昭和二十八年法律第八十一号）第十六條第八項、農業信用保証保

險法（昭和三十六年法律第二百四号）第四十八條の三第五項（同法第四十八條の九第七項において準用する場合を含む）、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第七十五條の二十三の二第六項、森林組合法（昭和五十二年法律第三十六号）第九條の二第五項、銀行法第四十九條の第三項、保険業法（平成七年法律第五号）第六十七條の二及び第二百七條第一項、資産の流動化に関する法律（平成十二年法律第四十九号）第九十九條の二第六項、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十條の二第五項、信託業法第五十七條第六項、一般団法人及び一般財団法人に関する法律（平成二十一年法律第九十九号）第六十一条第六項、平成二十一年法律第九十九号の二第七項並びに労働者同組合法（令和二年法律第七十八号）第二十九條第六項、同法第一百零一条第二項において準用する場合を含む）、以下この節において「電子公告関係規定」と総称するにおいて準用する第九百五十五條第一項の規定又はこの節の規定に基づき命令で施行し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は違反を受けることとなった日から一年を経過しない者
二、三（略）

○民事訴訟費用等に関する法律

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・消費契約及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和四・六・一）法五九（附則八條（令和五・一〇・一）施行）

（申立ての手数料）

第二一条（一）（略）

② 次の各号に掲げる場合には、当該号の申立てをした者（第三号に掲げる場合において消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事裁判手続の特例に関する法律（平成二十二年法律第九十六号）第四十六條第二項の規定により届出消費者が異議の申立てをしたときは、その届出消費者は、訴えを提起する場合の手数料の額から当該申立てについて納めた手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならない。
一、二（略）
三 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事的裁判手続の特例に関する法律第十二条第一項の規定により債権届出の時に訴えの提起があつたものとみなされたとき
③④（略）

別表第一 第三条、第四条関係

項	上	欄	下	欄
一六	イ 仲裁法第十二条第二項、第十六条第三項、第十七条第二項から第五項まで、第十九条第四項、第二十条、第二十三条第五項又は第三十五条第二項の規定による申立て、民事執行法第二百六十六條第一項又は第二百六十七條第一項若しくは第二項の規定による申立て、非訟事件手続法の規定により裁判を求めた申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十條第一項から第四項までの規定による申立て、団体的な女子の奪取の民事上の側面に関する契約の実施に関する法律第一百二十一条第一項の規定による申立て、消費者の財産的被害の集			

団的な回復のための民事的裁判手続の特例に関する法律第十四條の規定による申立て、その他の裁判所の裁判を求めた申立て、基となる手続が開始されるもの（第九條第一項若しくは第二項又は第十條第一項の規定による申立て及びこの表の他の項に掲げる申立てを除く。）	一六の二 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事的裁判手続の特例に関する法律第三十條第二項の債権届出	（略）
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------	-----

有効な改正前規定（会社法）

民事訴訟費用等に関する法律

○民事再生法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

- ・森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三二・三・二九法三）（附則一六条（令相六・一・二施行））

（再生計画の認可又は不認可の決定等）

第四一条①（略）

②（経略）

一三（略）

四 再生債務者が、給与又はこれに類する定期的な収入を得て
いる者に該当しなかつたとき、又はその額の変動の幅が小さいと見
込まれる者に該当しないとき。

五、六（略）

七（経略）

イ 再生債務者の給与又はこれに類する定期的な収入の額に
ついて、再生計画案の提出前二年間の途中で再就職その他の

の年取について五分の一以上の変動を生ずべき事由が生じ
た場合、当該事由が生じた時から再生計画案を提出した時
までの間の収入の合計額からこれに対する所得税、個人の
道府県民税又は都民税及び個人の市町村民税又は特別区民
税並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十四
条第二項に規定する社会保険料（ロ及びハにおいて「所得
税等」という）に相当する額を控除した額を一年間当たり
の額に換算した額

ロ・ハ（略）

③（略）

○会社更生法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

- ・森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三一・三・二九法三）（附則一五条二号（令相六・一・二施行））

（源泉徴取所得税等）

第二九条 更生会社に対して更生手続開始の原因に基づいて

生じた源泉徴取に係る所得税、消費税、酒税、たばこ税、揮発
油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税、特別徴取に係
る国際観光旅客税、地方消費税、申告納付の方法により徴取す
る道府県たばこ税（都たばこ税を含む）、及び市町村たばこ税
（特別区たばこ税を含む）並びに特別徴取義務者が徴取して納
入すべき地方税の請求権で、更生手続開始当時また納期限の到
来していないものは、共益債権とする。

○犯罪による収益の移転防止に関する法律

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令
・安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(令和四・一六・〇法六二)本則七条(令和五・六・九)で施行

(定義)

第一項(略)

第二項(略)

第三項(略)

第四項(略)

第五項(略)

第六項(略)

第七項(略)

第八項(略)

第九項(略)

第十項(略)

第十一项(略)

第十二項(略)

第十三項(略)

第十四項(略)

第十五項(略)

第十六項(略)

第十七項(略)

第十八項(略)

第十九項(略)

第二十項(略)

第二十一項(略)

第二十二項(略)

第二十三項(略)

第二十四項(略)

第二十五項(略)

第二十六項(略)

第二十七項(略)

第二十八項(略)

第二十九項(略)

第三十項(略)

第三十一項(略)

第二八条の二(改正により追加)
第二九条の二(改正により追加)
第二〇条の二・第一〇条の三(改正により追加)

第八条(行政庁は、特定事業者がその業務に関して第四十条第一項若しくは第二項の場を含む。若しくは第四項、第六条、第七條、第八條第一項から第三項まで、第九條又は第十條の規定に違反しているとき必要と認めるときは、当該特定事業者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。)

第二〇条の二(改正により追加)
第二〇条の三(改正により追加)
第二〇条の四(改正により追加)

第二〇条の五(改正により追加)
第二〇条の六(改正により追加)
第二〇条の七(改正により追加)

第二〇条の八(改正により追加)
第二〇条の九(改正により追加)
第二〇条の十(改正により追加)

第二〇条の十一(改正により追加)
第二〇条の十二(改正により追加)
第二〇条の十三(改正により追加)

○売春防止法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令
・刑法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四・一六・一七法六)本則二九条(令和五・二・一六)で施行

(仮退院し許す処分)

第五〇条(略)

第五〇条の二(略)

第五〇条の三(略)

第五〇条の四(略)

第五〇条の五(略)

第五〇条の六(略)

第五〇条の七(略)

第五〇条の八(略)

第五〇条の九(略)

第五〇条の十(略)

第五〇条の十一(略)

第五〇条の十二(略)

第五〇条の十三(略)

第五〇条の十四(略)

第五〇条の十五(略)

第五〇条の十六(略)

第五〇条の十七(略)

第五〇条の十八(略)

第五〇条の十九(略)

第五〇条の二十(略)

第五〇条の二十一(略)

第五〇条の二十二(略)

第五〇条の二十三(略)

第五〇条の二十四(略)

第五〇条の二十五(略)

第五〇条の二十六(略)

第五〇条の二十七(略)

第五〇条の二十八(略)

第五〇条の二十九(略)

第五〇条の三十(略)

第五〇条の三十一(略)

第五〇条の三十二(略)

第五〇条の三十三(略)

第五〇条の三十四(略)

第五〇条の三十五(略)
第五〇条の三十六(略)
第五〇条の三十七(略)
第五〇条の三十八(略)
第五〇条の三十九(略)
第五〇条の四十(略)
第五〇条の四十一(略)
第五〇条の四十二(略)
第五〇条の四十三(略)
第五〇条の四十四(略)
第五〇条の四十五(略)
第五〇条の四十六(略)
第五〇条の四十七(略)
第五〇条の四十八(略)
第五〇条の四十九(略)
第五〇条の五十(略)

第五〇条の五十一(略)
第五〇条の五十二(略)
第五〇条の五十三(略)
第五〇条の五十四(略)
第五〇条の五十五(略)
第五〇条の五十六(略)
第五〇条の五十七(略)
第五〇条の五十八(略)
第五〇条の五十九(略)
第五〇条の六十(略)
第五〇条の六十一(略)
第五〇条の六十二(略)
第五〇条の六十三(略)
第五〇条の六十四(略)
第五〇条の六十五(略)
第五〇条の六十六(略)
第五〇条の六十七(略)
第五〇条の六十八(略)
第五〇条の六十九(略)
第五〇条の七十(略)

第五〇条の七十一(略)
第五〇条の七十二(略)
第五〇条の七十三(略)
第五〇条の七十四(略)
第五〇条の七十五(略)
第五〇条の七十六(略)
第五〇条の七十七(略)
第五〇条の七十八(略)
第五〇条の七十九(略)
第五〇条の八十(略)
第五〇条の八十一(略)
第五〇条の八十二(略)
第五〇条の八十三(略)
第五〇条の八十四(略)
第五〇条の八十五(略)
第五〇条の八十六(略)
第五〇条の八十七(略)
第五〇条の八十八(略)
第五〇条の八十九(略)
第五〇条の九十(略)

第五〇条の九十一(略)
第五〇条の九十二(略)
第五〇条の九十三(略)
第五〇条の九十四(略)
第五〇条の九十五(略)
第五〇条の九十六(略)
第五〇条の九十七(略)
第五〇条の九十八(略)
第五〇条の九十九(略)
第五〇条の百(略)

第五〇条の百〇一(略)
第五〇条の百〇二(略)
第五〇条の百〇三(略)
第五〇条の百〇四(略)
第五〇条の百〇五(略)
第五〇条の百〇六(略)
第五〇条の百〇七(略)
第五〇条の百〇八(略)
第五〇条の百〇九(略)
第五〇条の百一〇(略)

第五〇条の百一〇一(略)
第五〇条の百一〇二(略)
第五〇条の百一〇三(略)
第五〇条の百一〇四(略)
第五〇条の百一〇五(略)
第五〇条の百一〇六(略)
第五〇条の百一〇七(略)
第五〇条の百一〇八(略)
第五〇条の百一〇九(略)
第五〇条の百一十(略)

第五〇条の百一〇一(略)
第五〇条の百一〇二(略)
第五〇条の百一〇三(略)
第五〇条の百一〇四(略)
第五〇条の百一〇五(略)
第五〇条の百一〇六(略)
第五〇条の百一〇七(略)
第五〇条の百一〇八(略)
第五〇条の百一〇九(略)
第五〇条の百一十(略)

有効な改正前規定（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律）

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律

について、同法第六八条の第四項の規定は、その項において適用する第七十三条第一項の規定による留置について、同法第七十三条（第四項を除く）の規定は仮運用中の者に、この前項の申出がある場合について、それと準用する。この場合において、同条第三項中「第六十二条第二項又は第三項とあるのは「売春防止法第六十六条第二項において適用する第六十二条第三項又は第三項」と同条の規定による申出とあるのは、「同法第二十七條第一項の規定」と「少年鑑別所」とあるのは、「婦人補導院」と、同条第三項中「第七十条の規定による申出」とあるのは、「売春防止法第三十七條第一項の規定」と読み替へるものとする。

改正法令一覧
刑罰等の一部を改正する法律（令和四・六・一七法第七
則四条（令和五・二・一六までに施行）

第三〇条 受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に依り、その自覚、訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることを旨として行ふものとする。

第三一條 受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に依り、その自覚、訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることを旨として行ふものとする。

第四二条 刑罰の執行は、その者の資質及び環境に依り、その自覚、訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることを旨として行ふものとする。

第四三条 刑罰の執行は、その者の資質及び環境に依り、その自覚、訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることを旨として行ふものとする。

第四四条 刑罰の執行は、その者の資質及び環境に依り、その自覚、訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることを旨として行ふものとする。

第五四條(一)（住居等）
第九九条第一項の規定による作業又は第六百六条第一項の規定による外出若しくは外泊の場合において、刑事施設の長が指定した日時まで、刑事施設に帰着しなかつたとき、その日（略）

(二)（略）

(三)（略）

(四)（略）

(五)（略）

第六八条 第一項の規定は、その者の資質及び環境に依り、その自覚、訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることを旨として行ふものとする。

(一)（略）

(二)（略）

(三)（略）

(四)（略）

(五)（略）

第六九条 第一項の規定は、その者の資質及び環境に依り、その自覚、訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることを旨として行ふものとする。

(一)（略）

(二)（略）

(三)（略）

(四)（略）

(五)（略）

第七〇条 第一項の規定は、その者の資質及び環境に依り、その自覚、訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることを旨として行ふものとする。

(一)（略）

(二)（略）

(三)（略）

(四)（略）

(五)（略）

第七一條 第一項の規定は、その者の資質及び環境に依り、その自覚、訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることを旨として行ふものとする。

(一)（略）

(二)（略）

(三)（略）

(四)（略）

(五)（略）

第七二条 第一項の規定は、その者の資質及び環境に依り、その自覚、訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることを旨として行ふものとする。

二 第九九条第六項の規定による作業又は第六百六条第一項の規定による外出若しくは外泊の場合において、刑事施設の長が指定した日時までに刑事施設に帰着しなかつたとき、その日（略）

(三)（略）

(四)（略）

(五)（略）

第七〇九条(一)（略）

(二)（略）

(三)（略）

(四)（略）

(五)（略）

第七一〇条(一)（略）

(二)（略）

(三)（略）

(四)（略）

(五)（略）

第七一一条(一)（略）

(二)（略）

(三)（略）

(四)（略）

(五)（略）

第七一二条(一)（略）

(二)（略）

(三)（略）

(四)（略）

(五)（略）

第七一三条(一)（略）

(二)（略）

(三)（略）

(四)（略）

(五)（略）

第七一四條(一)（略）

(二)（略）

(三)（略）

(四)（略）

(五)（略）

第七一五條(一)（略）

(二)（略）

(三)（略）

(四)（略）

(五)（略）

第七一六條(一)（略）

(二)（略）

(三)（略）

(四)（略）

(五)（略）

第七一七條(一)（略）

(二)（略）

(三)（略）

(四)（略）

(五)（略）

第七一八條(一)（略）

(二)（略）

(三)（略）

(四)（略）

(五)（略）

第七一九條(一)（略）

(二)（略）

(三)（略）

(四)（略）

(五)（略）

第七二〇條(一)（略）

(二)（略）

(三)（略）

(四)（略）

(五)（略）

第七二一條(一)（略）

(二)（略）

(三)（略）

(四)（略）

(五)（略）

第七二二條(一)（略）

(二)（略）

(三)（略）

(四)（略）

(五)（略）

第七二三條(一)（略）

(二)（略）

(三)（略）

(四)（略）

(五)（略）

第七二四條(一)（略）

(二)（略）

(三)（略）

(四)（略）

(五)（略）

第七二五條(一)（略）

(二)（略）

(三)（略）

(四)（略）

(五)（略）

第七二六條(一)（略）

(二)（略）

(三)（略）

(四)（略）

(五)（略）

第七二七條(一)（略）

(二)（略）

(三)（略）

(四)（略）

(五)（略）

○少年院法

令五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽
 ・刑法等の一部を改正する法律（令和四・六・一七法六七）
 則一〇条（令相五・二・一六までに施行）

第三条（略）本条見直し追加

第三十二条（改正により追加）

（生活指導）

④ 改正により追加

⑤ 改正により追加

⑥ 改正により追加

⑦ 改正により追加

⑧ 改正により追加

⑨ 改正により追加

⑩ 改正により追加

⑪ 改正により追加

⑫ 改正により追加

⑬ 改正により追加

⑭ 改正により追加

⑮ 改正により追加

⑯ 改正により追加

⑰ 改正により追加

⑱ 改正により追加

⑲ 改正後

⑳ 改正後

㉑ 改正後

○更生保護法

令五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽
 ・刑法等の一部を改正する法律（令和四・六・一七法六七）
 則六条（令相五・二・一六までに施行）

（運用の基準）

第三条 犯罪者たる者又は非行のある少年に対しての法律の規定によりその措置は、当該措置を受ける者の性格、年齢、経歴、身目の状況、家庭環境、交友関係等を十分に考慮してその者に最もふさわしい方法により、その改善更生のために必要かつ相當な限度において行うものとする。

（協力の求め）

第四条 審査会はその所掌事務を遂行するたゝ官公署、学校、病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者に対し、必要な協力を求めることができる。

（所掌事務）

第六条 法律第七十五條の二第二項及び第二十七條の三第二項（刑）及び第五十條の二第二項（刑）の執行猶予に関する法律（平成二十五年法律第五十号）第三十條第一項において準用する場合を含むの行政官庁として、保護観察を仮に解除し、又はその処分を取り消すこと（改正により前略）

（協力の求め）

第六条 審査会はその所掌事務を遂行するたゝ官公署、学校、病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者に対し、必要な協力を求めることができる。

（所掌事務）

第六条 法律第七十五條の二第二項及び第二十七條の三第二項（刑）及び第五十條の二第二項（刑）の執行猶予に関する法律（平成二十五年法律第五十号）第三十條第一項において準用する場合を含むの行政官庁として、保護観察を仮に解除し、又はその処分を取り消すこと（改正により前略）

（協力の求め）

第六条 審査会はその所掌事務を遂行するたゝ官公署、学校、病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者に対し、必要な協力を求めることができる。

（所掌事務）

第六条 法律第七十五條の二第二項及び第二十七條の三第二項（刑）及び第五十條の二第二項（刑）の執行猶予に関する法律（平成二十五年法律第五十号）第三十條第一項において準用する場合を含むの行政官庁として、保護観察を仮に解除し、又はその処分を取り消すこと（改正により前略）

（協力の求め）

第六条 審査会はその所掌事務を遂行するたゝ官公署、学校、病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者に対し、必要な協力を求めることができる。

（所掌事務）

第六条 法律第七十五條の二第二項及び第二十七條の三第二項（刑）及び第五十條の二第二項（刑）の執行猶予に関する法律（平成二十五年法律第五十号）第三十條第一項において準用する場合を含むの行政官庁として、保護観察を仮に解除し、又はその処分を取り消すこと（改正により前略）

（協力の求め）

第六条 審査会はその所掌事務を遂行するたゝ官公署、学校、病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者に対し、必要な協力を求めることができる。

（所掌事務）

を聴取するものとする。ただし、当該被害に係る事件の性質、審理の状況その他の事情を考慮して相当でないとき認めるときは、この限りでない。

② 地方委員会は、被害者等の居住地を管轄する保護観察所の長に対し、前項の申出の受理に関する事務及び同項の意見等の聴取を円滑に実施するための事務を嘱託することができる。

③（改正により追加）

④（改正により追加）

（運用）

第四十二条 第三十五條から第三十八條まで、第三十九條第二項から第四十條第四項の規定は、少年院からの仮退院から第五項まで及び第四十條の規定は、少年院からの仮退院から第五項までにおいて、第十五條第一項、前条、第二項とあるのは「少年院法第三十五條」と、第三十八條第一項中「刑」とあるのは「保護処分」と、第三十九條第一項中「犯罪者」とあるのは「刑罰法に触れる行為」と読み替へるものとする。

（運用）

第四十二条 第三十五條から第三十八條まで、第三十九條第二項及び第四十條の三、第三十六條、第三十七條第二項及び第三十八條並びに第三十九條から第四十條までの規定は、前条の規定により少年院からの退院から第五項までにおいて、第十五條第一項、前条、第二項とあるのは「少年院法第三十六條の二」と、第三十八條第一項中「刑」とあるのは「保護処分」と、第三十九條第一項中「犯罪者」とあるのは「刑罰法に触れる行為」と、第三十九條第三項中「もの」とする」とあるのは「こと」と読み替へるものとする。

（保護観察の対象者）

第四十八條（略）

一三三（略）

四刑罰法第二十五條の二第一項若しくは第二十七條の三第一項又は第五十條の二第一項の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成二十五年法律第五十号）第三十條第一項において準用する場合を含むの行政官庁として、保護観察に付される者（以下「保護観察執行猶予者」という。）

（保護観察の実施方法）

第四十九條（略）

① 保護観察対象者の改善更生を図ることを目的として、第十七條及び第十八條第一項の規定する指導監督並びに第五十條に規定する補導援助を行うことにより実施するものとする。

②（改正により追加）

③（改正により追加）

（一般遵守事項）

第五〇條（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

イ・ロ（略）

ハ（改正により追加）

三十五（略）

④（略）

特別遵守事項

第五一条（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

イ・ロ（略）

ハ（略）

三十五（略）

④（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

有効な改正前規定（更生保護法）

は保護処分を渡される理由となつた犯罪者若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被つた者（以下この項において「被害者」とし、又はその重大な原因がある場合に被害者死亡に相当合若しくはその身に重大な障害がある場合に被害者となる配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいふ。）以下の条において同じ）から被害に關する心情、被害者等の置かれてゐる状況又は保護観察対象者の生活若しくは行動に關する意見（以下この条において「心情」といふ）の伝達に關する意見（以下この条において「心情等」といふ）の伝達を受けることとする。ただし、当該心情等を聴取し、当該保護観察対象者に伝達することとする。ただし、その伝達をすること当該保護観察対象者の改善更生を妨げるおそれがある、又は当該被害に係る事件の性質、保護観察の実施状況その他の事情を考慮して相当でない認めるときは、この限りでない。改正後の②

② 保護観察の長は、被害者の居住地を管轄する他の保護観察所を嘱託することができる。この場合において、同項ただし書の規定に準じ当該保護観察の長が心情等の伝達をしないこととするときは、あらかじめ、当該他の保護観察所の長の意見を聴かなければならない。（改正後の③）

（指導監督の方法）

第五十五条の二（略）
② 保護観察の長は、前項に規定する措置をとらうとするときは、あらかじめ、同項に規定する医療援助を受けることが保護観察援助を意味しないこと、確認するとともに、当該医療援助を受けることについて、この条を行う者に協議しなければならぬ。
③ 保護観察の長は、第一項に規定する措置をとつたときは、同項に規定する医療援助の状況を把握するとともに、当該医療又は援助を行う者と必要な協議を行うものとする。（改正により削られた）

④ 規制薬物の使用及び反社会的犯罪傾向を改善するための第五十一条第一項第四号に規定する処遇を受けるものを特別指導事項として定められた保護観察対象者について、第一項第一号に規定する措置をとつたときは、当該保護観察対象者が受けかねた同項に規定する扶助の内容に応じ、その処遇の一部を受け終つたものとして実施することができる。改正により削られた。

（保護観察の一時解除）

第一〇条（略）
③ 第一項の規定により保護観察を一時的に解除されている保護観察対象少年に対する保護観察を、同項第六十三条の規定の適用については、同項中「以下、一般遵守事項」といふことあるのは、第一号及び第三号に掲げる事項を除く、と同項第二号中「守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受ける」とあるのは「守る」と、同項第五号中「転居（第四十七条の規定又は少年法第六十四条第一項の規定により定め

られた期間以下「取容可能期間」といふ）の満了により釈放された場合に前号の規定により居住することとされている住居に転居する場合を除く、又は七日以上の旅行」とあるのは「転居」と、第六十三条第二号中「遵守事項」とあるのは「第七十条第三項の規定により読み替へ適用される第五十条第一項に掲げる事項」とする。

（保護観察の解除）

第八十一条（刑罰法第二十条の二第二項又は第二十七条の第三第二項一藥物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に關する法律第九条第一項において適用する場合を含む。以下この条において同じ）の規定による保護観察を仮に解除する処分は、地方委員が、保護観察所の申出により、決定をもつとする。

② 刑罰法第二十五条の第三項又は第二十七條の第三項の規定により保護観察を仮に解除されている保護観察執行猶予者に対して、第五十条第一項中「以下、一般遵守事項」といふことあるのは、第二号及び第三号に掲げる事項を除く、と同項第二号中「守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受け」とあるのは「守る」と、同項第五号中「転居（第四十七条の規定又は少年法第六十四条第一項の規定により定められた期間以下「取容可能期間」といふ）の満了により釈放された場合に前号の規定により居住することとされている住居に転居する場合を除く、又は七日以上の旅行」とあるのは「転居」と、第六十三条第二号第一項第二号中「遵守事項」とあるのは「第七十条第三項の規定により読み替へ適用される第五十条第一項に掲げる事項」とする。

④ 地裁委員会は、刑罰法第二十五条の第二項又は第二十七條の第三項の規定により保護観察を仮に解除されている保護観察執行猶予者について、保護観察所の長の申出があつた場合において、その行状に鑑み再び保護観察を実施する必要があると認めるときは、決定を替へ、これらの規定による処分を取り消さなければならぬ。

（収容中の者に対する生活環境の調整）

第八十二条（保護観察の長は、刑の執行のため少年院に収容されている者又は刑若しくは保護処分のため少年院に収容されている者）以下この条において「収容中の者」と総称する）について、その社会復帰を目的とするため必要であると認めるときは、その者の家族その他の関係人を訪問して協力を求めることその他の方法により、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うものとする。

第八三条の二（改正により追加）

（準用）

第八十一条第一項の規定は、第八十二条第一項及び前条の規定による措置について準用する。

（更生緊急保護）

第八五条（一）柱書略

一五 訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受けた者

第七九（略）

③ 更生緊急保護は、その対象となる者が刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後六月を超えないうちにおいて、これを行うときは、更に六月を超えないうちにおいて、これを行うことができる。

（更生緊急保護の開始等）

第八六条（一）更生緊急保護は、前条第一項各号に掲げる者の申出があつた場合において、保護観察所の長がその必要があると認めるときに限り、行うものとする。

③ 檢察官、刑事施設の長又は少年院の長は、前条第一項各号に掲げる者について、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解く場合において、必要があると認めるときは、その者に対しこの節に定める更生緊急保護の制度及び申出の手続について教示しなければならない。

第八八条 保護観察所の長は、刑事訴訟法第四百十条又は第四百十二条の規定により刑の執行を停止された者若しくは檢察官の請求があつたときは、その者に対し、第五十七條第一項（第二号及び第三号を除く）、第五十八條、第五十七條及び第六十二条の規定の例により、適当と認められる指導監督、補導保護並びに応急の救護及びその援護の措置をとることとすることができる。

第五章の二（第八八条の三）改正により追加

第五五章の二（第八八条の三）改正により追加

○健康保険法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三・五・一九法三七）附則一五条一号（令和五・五・一八までに施行）

（定義）

第三条①②（略）

③ この法律において「電子資格確認」とは、保険医療機関等（第六十三条第三項号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ）から療養を受けようとする者又は第八十八條第一項に規定する指定訪問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、保険者に対し、個人番号カード（政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法により、被保険者又は被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、保険者から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から被保険者であることの確認を受けることを行う。

○国民健康保険法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三・五・一九法三七）附則一五条三号（令和五・五・一八までに施行）

（療養の給付）

第三条①②（略）

③ 被保険者が第一項の給付を受けようとするときは、自己の選定する保険医療機関等（健康保険法第六十三条第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ）から、電子資格確認（保険医療機関等から療養を受けようとする者又は第五十四条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、市町村又は組合に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法により、被保険者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、市町村又は組合から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から提供し、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から被保険者であることの確認を受けることを行う。以下同じ）その他厚生労働省令で定める方法（以下「電子資格確認等」という。）により、被保険者であることの確認を受け、第一項の給付を受けようとする。ただし、厚生労働省令で定める場合に該当するときは、当該確認を受けることを要しない。

有効な改正前規定 (特定商取引に関する法律)

又は次に掲げる行為をした場合において、特定継続的役務提供に係る取引の公正及び特定継続的役務提供契約締結して特定継続的役務提供を受ける者は特定引販売契約を締結して特定継続的役務提供を受ける権利を行使する旨を、以下の章において、特定継続的役務提供受領者等」という。この利益が販売されるおそれがあるときは、その役務提供事業者は販売業者に対し、当該行為又は当該行為の是正のための措置、特定継続的役務提供受領者等の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

② 略

第七條 (業務提供事業者等に対する業務の停止等)

第七條① 主務大臣は、役務提供事業者又は販売業者が第四十条、第四十二条、第四十三条及び第四十四条の規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行為をした場合において、特定継続的役務提供に係る取引の公正及び特定継続的役務提供受領者等の利益が著しく害されおそれがある認めるとき、又は役務提供事業者若しくは販売業者が同項の規定による指示に従わないときは、その役務提供事業者又は販売業者の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。この場合において、主務大臣は、その役務提供事業者又は販売業者が個人である場合にあつては、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同様の期間を定めて、当該停止を命ずる旨の業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止を併せて命ずることができる。

② 略

第五條 (業務提供誘引販売取引における書面の交付)

第五條① 改正より追加
第六條 (指示等)
第六條① 主務大臣は、業務提供誘引販売業者を行う者が第五十一条第一、第二、第五、第五十三、第五十四、第五十五、第五十六、第五十七、第五十八、第五十九、第六十、第六十一、第六十二、第六十三、第六十四、第六十五、第六十六、第六十七、第六十八、第六十九、第七十、第七十一、第七十二、第七十三、第七十四、第七十五、第七十六、第七十七、第七十八、第七十九、第八十、第八十一、第八十二、第八十三、第八十四、第八十五、第八十六、第八十七、第八十八、第八十九、第九十、第九十一、第九十二、第九十三、第九十四、第九十五、第九十六、第九十七、第九十八、第九十九、第一百条の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売業者の利益が著しく害されるおそれがある認めるとき、その業務提供誘引販売業者を行う者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、業務提供誘引販売取引の相手方の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

② 略

(業務提供誘引販売業者を行う者に対する業務提供誘引販売取引の停止等)

第五七條① 主務大臣は、業務提供誘引販売業者を行う者が第五十一条第二、第五十二条、第五十三条、第五十四条、第五十五条、第五十六条、第五十七、第五十八、第五十九、第六十、第六十一、第六十二、第六十三、第六十四、第六十五、第六十六、第六十七、第六十八、第六十九、第七十、第七十一、第七十二、第七十三、第七十四、第七十五、第七十六、第七十七、第七十八、第七十九、第八十、第八十一、第八十二、第八十三、第八十四、第八十五、第八十六、第八十七、第八十八、第八十九、第九十、第九十一、第九十二、第九十三、第九十四、第九十五、第九十六、第九十七、第九十八、第九十九、第一百条の規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行為をした場合において、業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売業者の利益が著しく害されおそれがある認めるとき、又は業務提供誘引販売業者を行う者が同項の規定による指示に従わないときは、その業務提供誘引販売業者に係る業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止を併せて命ずることができる。

② 略

第五八條 (訪問購入における書面の交付)

第五八條① 改正より追加
第五八條② 改正より追加
第五八條③ 改正より追加
第五八條④ 改正より追加
第五八條⑤ 改正より追加
第五八條⑥ 改正より追加
第五八條⑦ 改正より追加
第五八條⑧ 改正より追加
第五八條⑨ 改正より追加
第五八條⑩ 改正より追加
第五八條⑪ 改正より追加
第五八條⑫ 改正より追加
第五八條⑬ 改正より追加
第五八條⑭ 改正より追加
第五八條⑮ 改正より追加
第五八條⑯ 改正より追加
第五八條⑰ 改正より追加
第五八條⑱ 改正より追加
第五八條⑲ 改正より追加
第五八條⑳ 改正より追加
第五八條㉑ 改正より追加
第五八條㉒ 改正より追加
第五八條㉓ 改正より追加
第五八條㉔ 改正より追加
第五八條㉕ 改正より追加
第五八條㉖ 改正より追加
第五八條㉗ 改正より追加
第五八條㉘ 改正より追加
第五八條㉙ 改正より追加
第五八條㉚ 改正より追加
第五八條㉛ 改正より追加
第五八條㉜ 改正より追加
第五八條㉝ 改正より追加
第五八條㉞ 改正より追加
第五八條㉟ 改正より追加
第五八條㊱ 改正より追加
第五八條㊲ 改正より追加
第五八條㊳ 改正より追加
第五八條㊴ 改正より追加
第五八條㊵ 改正より追加
第五八條㊶ 改正より追加
第五八條㊷ 改正より追加
第五八條㊸ 改正より追加
第五八條㊹ 改正より追加
第五八條㊺ 改正より追加
第五八條㊻ 改正より追加
第五八條㊼ 改正より追加
第五八條㊽ 改正より追加
第五八條㊾ 改正より追加
第五八條㊿ 改正より追加

② 略

第五九條 (訪問購入における契約の申込みの撤回等)

第五九條① 改正より追加
第五九條② 改正より追加
第五九條③ 改正より追加
第五九條④ 改正より追加
第五九條⑤ 改正より追加
第五九條⑥ 改正より追加
第五九條⑦ 改正より追加
第五九條⑧ 改正より追加
第五九條⑨ 改正より追加
第五九條⑩ 改正より追加
第五九條⑪ 改正より追加
第五九條⑫ 改正より追加
第五九條⑬ 改正より追加
第五九條⑭ 改正より追加
第五九條⑮ 改正より追加
第五九條⑯ 改正より追加
第五九條⑰ 改正より追加
第五九條⑱ 改正より追加
第五九條⑲ 改正より追加
第五九條⑳ 改正より追加
第五九條㉑ 改正より追加
第五九條㉒ 改正より追加
第五九條㉓ 改正より追加
第五九條㉔ 改正より追加
第五九條㉕ 改正より追加
第五九條㉖ 改正より追加
第五九條㉗ 改正より追加
第五九條㉘ 改正より追加
第五九條㉙ 改正より追加
第五九條㉚ 改正より追加
第五九條㉛ 改正より追加
第五九條㉜ 改正より追加
第五九條㉝ 改正より追加
第五九條㉞ 改正より追加
第五九條㉟ 改正より追加
第五九條㊱ 改正より追加
第五九條㊲ 改正より追加
第五九條㊳ 改正より追加
第五九條㊴ 改正より追加
第五九條㊵ 改正より追加
第五九條㊶ 改正より追加
第五九條㊷ 改正より追加
第五九條㊸ 改正より追加
第五九條㊹ 改正より追加
第五九條㊺ 改正より追加
第五九條㊻ 改正より追加
第五九條㊼ 改正より追加
第五九條㊽ 改正より追加
第五九條㊾ 改正より追加
第五九條㊿ 改正より追加

② 略

第六〇條 (消費者委員会及び消費審議会への諮問)

第六〇條① 改正より追加
第六〇條② 改正より追加
第六〇條③ 改正より追加
第六〇條④ 改正より追加
第六〇條⑤ 改正より追加
第六〇條⑥ 改正より追加
第六〇條⑦ 改正より追加
第六〇條⑧ 改正より追加
第六〇條⑨ 改正より追加
第六〇條⑩ 改正より追加
第六〇條⑪ 改正より追加
第六〇條⑫ 改正より追加
第六〇條⑬ 改正より追加
第六〇條⑭ 改正より追加
第六〇條⑮ 改正より追加
第六〇條⑯ 改正より追加
第六〇條⑰ 改正より追加
第六〇條⑱ 改正より追加
第六〇條⑲ 改正より追加
第六〇條⑳ 改正より追加
第六〇條㉑ 改正より追加
第六〇條㉒ 改正より追加
第六〇條㉓ 改正より追加
第六〇條㉔ 改正より追加
第六〇條㉕ 改正より追加
第六〇條㉖ 改正より追加
第六〇條㉗ 改正より追加
第六〇條㉘ 改正より追加
第六〇條㉙ 改正より追加
第六〇條㉚ 改正より追加
第六〇條㉛ 改正より追加
第六〇條㉜ 改正より追加
第六〇條㉝ 改正より追加
第六〇條㉞ 改正より追加
第六〇條㉟ 改正より追加
第六〇條㊱ 改正より追加
第六〇條㊲ 改正より追加
第六〇條㊳ 改正より追加
第六〇條㊴ 改正より追加
第六〇條㊵ 改正より追加
第六〇條㊶ 改正より追加
第六〇條㊷ 改正より追加
第六〇條㊸ 改正より追加
第六〇條㊹ 改正より追加
第六〇條㊺ 改正より追加
第六〇條㊻ 改正より追加
第六〇條㊼ 改正より追加
第六〇條㊽ 改正より追加
第六〇條㊾ 改正より追加
第六〇條㊿ 改正より追加

② 略

定又は改廃の立案をしようとするときは、政令で定めるところにより、消費者委員会及び消費審議会に諮問しなければならない。

第七條 (住居略)

第七條① (住居略)
第七條② (住居略)
第七條③ (住居略)
第七條④ (住居略)
第七條⑤ (住居略)
第七條⑥ (住居略)
第七條⑦ (住居略)
第七條⑧ (住居略)
第七條⑨ (住居略)
第七條⑩ (住居略)
第七條⑪ (住居略)
第七條⑫ (住居略)
第七條⑬ (住居略)
第七條⑭ (住居略)
第七條⑮ (住居略)
第七條⑯ (住居略)
第七條⑰ (住居略)
第七條⑱ (住居略)
第七條⑲ (住居略)
第七條⑳ (住居略)
第七條㉑ (住居略)
第七條㉒ (住居略)
第七條㉓ (住居略)
第七條㉔ (住居略)
第七條㉕ (住居略)
第七條㉖ (住居略)
第七條㉗ (住居略)
第七條㉘ (住居略)
第七條㉙ (住居略)
第七條㉚ (住居略)
第七條㉛ (住居略)
第七條㉜ (住居略)
第七條㉝ (住居略)
第七條㉞ (住居略)
第七條㉟ (住居略)
第七條㊱ (住居略)
第七條㊲ (住居略)
第七條㊳ (住居略)
第七條㊴ (住居略)
第七條㊵ (住居略)
第七條㊶ (住居略)
第七條㊷ (住居略)
第七條㊸ (住居略)
第七條㊹ (住居略)
第七條㊺ (住居略)
第七條㊻ (住居略)
第七條㊼ (住居略)
第七條㊽ (住居略)
第七條㊾ (住居略)
第七條㊿ (住居略)

② 略

第六八條 (略)

② 略

第六九條 (略)

② 略

○預託等取引に関する法律

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

- ・消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和二・六・一六法七二）本則二条（令和五・六・一六施行）

（書面の付与）

- ③ 第一案（一）略
- ④ 改正により追加

○銀行法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

- ・安易かつ効率的な金融決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四・六・一〇法九二）本則六条（令和五・六・九まで施行）

（定義等）

- ① 第一案（一）略
- ② 改正により追加
- ③ 改正により追加
- ④ 改正により追加
- ⑤ 改正により追加
- ⑥ 改正により追加
- ⑦ 改正により追加
- ⑧ 改正により追加
- ⑨ 改正により追加
- ⑩ 改正により追加
- ⑪ 改正により追加
- ⑫ 改正により追加
- ⑬ 改正により追加
- ⑭ 改正により追加
- ⑮ 改正により追加
- ⑯ 改正により追加
- ⑰ 改正により追加
- ⑱ 改正により追加
- ⑲ 改正により追加
- ⑳ 改正により追加
- ㉑ 改正により追加
- ㉒ 改正により追加
- ㉓ 改正により追加
- ㉔ 改正により追加
- ㉕ 改正により追加
- ㉖ 改正により追加
- ㉗ 改正により追加
- ㉘ 改正により追加
- ㉙ 改正により追加
- ㉚ 改正により追加
- ㉛ 改正により追加
- ㉜ 改正により追加
- ㉝ 改正により追加
- ㉞ 改正により追加
- ㉟ 改正により追加
- ㊱ 改正により追加
- ㊲ 改正により追加
- ㊳ 改正により追加
- ㊴ 改正により追加
- ㊵ 改正により追加
- ㊶ 改正により追加
- ㊷ 改正により追加
- ㊸ 改正により追加
- ㊹ 改正により追加
- ㊺ 改正により追加
- ㊻ 改正により追加
- ㊼ 改正により追加
- ㊽ 改正により追加
- ㊾ 改正により追加
- ㊿ 改正により追加

① 指定紛争解決機関が存在する場合、一 指定紛争解決機関との間で手続実施基本契約を締結する措置
 二 指定紛争解決機関が存在しない場合、銀行業務に関する苦情処理措置（顧客からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を第五十条の七十三第三項第三号に掲げる者に任せると）又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。及び紛争解決措置（顧客との紛争の解決を認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第三号第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。）により図ると）又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。

② この法律において、苦情処理手続とは、銀行業務関連苦情（銀行業務に関する苦情をいう。第五十二条の六十七、第五十二条の六十八及び第五十二条の七二において同じ）を処理する手続をいう。改正後の②

③ この法律において、「紛争解決手続」とは、銀行業務関連紛争（銀行業務に関する紛争で当事者が和解をすることのできるものを含む。第五十二条の六十七、第五十二条の六十八及び第五十二条の七三から第五十二条の七五までにおいて同じ）及び第五十二条の七三から第五十二条の七五までにおいて同じ）について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。改正後の③

④ 改正後の④

⑤ この法律において、手続実施基本契約とは、紛争解決等業務の実施に関し指定紛争解決機関と銀行との間で締結される契約をいう。改正後の⑤

（指定紛争解決機関との契約締結義務等）

① 指定紛争解決機関が存在する場合、一 指定紛争解決機関との間で手続実施基本契約を締結する措置
 二 指定紛争解決機関が存在しない場合、銀行業務に関する苦情処理措置（顧客からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を第五十条の七十三第三項第三号に掲げる者に任せると）又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。及び紛争解決措置（顧客との紛争の解決を認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第三号第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。）により図ると）又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。

（苦情処理手続）

① 指定紛争解決機関が存在する場合、一 指定紛争解決機関との間で手続実施基本契約を締結する措置
 二 指定紛争解決機関が存在しない場合、銀行業務に関する苦情処理措置（顧客からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を第五十条の七十三第三項第三号に掲げる者に任せると）又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。及び紛争解決措置（顧客との紛争の解決を認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第三号第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。）により図ると）又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。

（認証紛争解決手続）

① 指定紛争解決機関が存在する場合、一 指定紛争解決機関との間で手続実施基本契約を締結する措置
 二 指定紛争解決機関が存在しない場合、銀行業務に関する苦情処理措置（顧客からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を第五十条の七十三第三項第三号に掲げる者に任せると）又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。及び紛争解決措置（顧客との紛争の解決を認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第三号第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。）により図ると）又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。

有効な改正前規定（預託等取引に関する法律 銀行法）

を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならない。柱書略

（略）

① 第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同号の指定紛争解決機関の紛争解決業務の廃止第五十二条の八十三第一項の規定により認可されたとき、又は同号の指定紛争解決機関の第五十二条の六十二第一項の規定による指定が第五十条の八十四第一項の規定により取り消されたとき、前号に掲げる場合を除く。その認可又は取消しの際に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として、内閣府令で定める期間

（略）

② 第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同号の指定紛争解決機関の紛争解決業務の廃止第五十二条の八十三第一項の規定により認可されたとき、又は同号の指定紛争解決機関の第五十二条の六十二第一項の規定による指定が第五十条の八十四第一項の規定により取り消されたとき、前号に掲げる場合を除く。その認可又は取消しの際に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として、内閣府令で定める期間

（略）

③ 第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同号の指定紛争解決機関の紛争解決業務の廃止第五十二条の八十三第一項の規定により認可されたとき、又は同号の指定紛争解決機関の第五十二条の六十二第一項の規定による指定が第五十条の八十四第一項の規定により取り消されたとき、前号に掲げる場合を除く。その認可又は取消しの際に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として、内閣府令で定める期間

（略）

④ 第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同号の指定紛争解決機関の紛争解決業務の廃止第五十二条の八十三第一項の規定により認可されたとき、又は同号の指定紛争解決機関の第五十二条の六十二第一項の規定による指定が第五十条の八十四第一項の規定により取り消されたとき、前号に掲げる場合を除く。その認可又は取消しの際に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として、内閣府令で定める期間

（略）

⑤ 第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同号の指定紛争解決機関の紛争解決業務の廃止第五十二条の八十三第一項の規定により認可されたとき、又は同号の指定紛争解決機関の第五十二条の六十二第一項の規定による指定が第五十条の八十四第一項の規定により取り消されたとき、前号に掲げる場合を除く。その認可又は取消しの際に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として、内閣府令で定める期間

（略）

⑥ 第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同号の指定紛争解決機関の紛争解決業務の廃止第五十二条の八十三第一項の規定により認可されたとき、又は同号の指定紛争解決機関の第五十二条の六十二第一項の規定による指定が第五十条の八十四第一項の規定により取り消されたとき、前号に掲げる場合を除く。その認可又は取消しの際に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として、内閣府令で定める期間

（略）

⑦ 第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同号の指定紛争解決機関の紛争解決業務の廃止第五十二条の八十三第一項の規定により認可されたとき、又は同号の指定紛争解決機関の第五十二条の六十二第一項の規定による指定が第五十条の八十四第一項の規定により取り消されたとき、前号に掲げる場合を除く。その認可又は取消しの際に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として、内閣府令で定める期間

（略）

⑧ 第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同号の指定紛争解決機関の紛争解決業務の廃止第五十二条の八十三第一項の規定により認可されたとき、又は同号の指定紛争解決機関の第五十二条の六十二第一項の規定による指定が第五十条の八十四第一項の規定により取り消されたとき、前号に掲げる場合を除く。その認可又は取消しの際に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として、内閣府令で定める期間

（略）

合電子決済等執行業者等についての銀行法の準用において、第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第六十一条の十七第一項（電子決済等執行業者の登録の取消）の登録の取消し

（略）

① 信託金庫法第八十九條第七項（銀行法の準用）において、第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第六十一条の十七第一項（電子決済等執行業者の登録の取消）の登録の取消し

（略）

② 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六十一条の十七第一項又は第二項の規定による同法第六十一条の十七第一項（電子決済等執行業者の登録の取消）の登録の取消し

（略）

③ 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六十一条の十七第一項又は第二項の規定による同法第六十一条の十七第一項（電子決済等執行業者の登録の取消）の登録の取消し

（略）

④ 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六十一条の十七第一項又は第二項の規定による同法第六十一条の十七第一項（電子決済等執行業者の登録の取消）の登録の取消し

（略）

⑤ 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六十一条の十七第一項又は第二項の規定による同法第六十一条の十七第一項（電子決済等執行業者の登録の取消）の登録の取消し

（略）

⑥ 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六十一条の十七第一項又は第二項の規定による同法第六十一条の十七第一項（電子決済等執行業者の登録の取消）の登録の取消し

（略）

⑦ 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六十一条の十七第一項又は第二項の規定による同法第六十一条の十七第一項（電子決済等執行業者の登録の取消）の登録の取消し

（略）

⑧ 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六十一条の十七第一項又は第二項の規定による同法第六十一条の十七第一項（電子決済等執行業者の登録の取消）の登録の取消し

（略）

有効な改正前規定(資金決済に関する法律)

○資金決済に関する法律

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

- ・安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資決済に関する法律等の一部を改正する法律(令和四・六・一〇 法六一) 本則一条(令和五・六・九)までに施行

第(目的)

第一条 この法律は、資金決済に関するサービスに適切な実施を確保し、その利用者等を保護するとともに、当該サービスの提供の促進を図るため、前払式支払手段の発行、銀行等以外者が発行に係る債権の換等及び銀行等の間で生じた債権の引継ぎに係る債権の清算等について、登録その他の必要な措置を講じ、もって資金決済システムの安全性、効率性及び利便性の向上を図ることを目的とする。

第二章(定義)

第(略)

- ④ この法律において、外国資金移動業者とは、この法律に相当する外国の法令により当該外国において第三十七条の登録し、同種類の登録簿に当該登録に類する許可その他の行政処分を含む)を受け、為替取引として、もって業者をいう。
- ⑤ この法律において、暗号資産とは、次に掲げるものをいう。ただし、金融商品取引法(昭和十三年法律第二十五条)第二条第二項に規定する電子記録移転権利を表示するものを除く。

一 物品を購入し、若しくは借り受け、又は債務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができ、財産的価値を有し、電子的手段により記録されたものに限り、本邦貨幣及び外国通貨並びに通貨振替を除く、次号において同一の行において、電子情報処理組織を用いて移転することができる。

- 二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互交換を行うことができ、財産的価値を有し、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの。
- 三、四、略

- ⑥ 改正により追加
- ⑦ この法律において、暗号資産交換業とは、次に掲げる行為のうち、いずれかを業として行うことをい、暗号資産の交換等

とは、第一号及び第二号に掲げる行為をい、暗号資産の管理とは、第四号に掲げる行為をい、
 一四略
 ⑧ 略
 ⑨ この法律において、外国暗号資産交換業者とは、この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において第六十三条の登録し、同種類の登録簿に当該登録に類する許可その他の行政処分を含む)を受け、為替取引として、もって業者をいう。
 (改正後の⑨)
 ⑩ 改正により追加
 ⑪ 改正により追加
 ⑫ 改正により追加
 ⑬ この法律において、紛争解決等業務とは、苦情処理手続(資移動業者は暗号資産交換業に関する苦情を処理する手続をい)及び紛争解決手続(資金移動業者は暗号資産交換業に関する紛争等事件を解決する手続をい、第三項を除き、以下同じ)に係る業務並びにこれに付随する業務をい、(改正後の⑬)
 ⑭ この法律において、紛争解決等業務の種類とは、紛争解決等業務をい、第五十条の四第一項第一号において同じ)及び暗号資産交換業者、暗号資産業者が行う第七項各号に掲げる行為に係る業務をい、第六十三條の十一第一項第一号において同じ)の種別をい、(改正後の⑭)
 ⑮ この法律において、信託会社等とは、信託会社法(平成十六年法律第五十四号)第三条若しくは第五十三条第二項の免許を受けた信託業者又は外国信託会社又は金融機関の信託業務を兼営する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた信託機関をい、(改正後の⑮)
 ⑯ 改正により追加
 ⑰ 略
 ⑱ 改正後の⑱

第三章(定義)

第(定義)

- ① 証券、電子機器その他の物(以下この章において「証券等」という。)に記載され、又は電磁的方法(電力的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識されることができない方法)により、以下(一)項において同一)より記録される金額(金額をその単位により換算して表示して第三項に定める場合当該金額を含む)を、以下の号及び第三項において、記号その他の対価を得て発行する証券等若しくは金額に相当する対価を得て当該金額の記録の加算が行われるものを含む)であつて、発行する者又は当該発行する者が指定する者、次号において「発行業者」とい、から物品を購入し、若しくは借り受け、又は債務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付、通知その他の方法により使用することができるものをい、
- 二 証券に記載され、又は電磁的方法により記録される物品又は物の数量に相当する対価を得て発行する証券等又は番号、記号その他の対価を得て発行する証券等若しくは番号の物品は、債務の数量に相当する対価を得て当該数量の記録の加算が行われるものを含む)であつて、発行業者等に対して提示、交付、通知その他の方法により、当該債務の給又は当該債務の提供を請求することができるもの
- 三 この章において、基準日未使用残高とは、前払式支払手段を発行する者が毎年三月三十一日及び九月三十日(以下この章において「基準日」という。)までに発行しなくてはならない前払式支払手段の当該基準日における未使用残高(次の各号に掲げる前払式支払手段の区分に定め、当該各号に定める金額をい、その合計額として内閣府に定めるところにより算出した額をい、

第四章(略)

第五章(略)

第六章(略)

第七章(略)

第八章(略)

第九章(略)

第十章(略)

第十一章(略)

第十二章(略)

第十三章(略)

第十四章(略)

第十五章(略)

第十六章(略)

第十七章(略)

第十八章(略)

方法により使用することのできるもの
 二 証券に記載され、又は電磁的方法により記録される物品又は物の数量に相当する対価を得て発行する証券等又は番号、記号その他の対価を得て発行する証券等若しくは番号の物品は、債務の数量に相当する対価を得て当該数量の記録の加算が行われるものを含む)であつて、発行業者等に対して提示、交付、通知その他の方法により、当該債務の給又は当該債務の提供を請求することができるもの
 三 この章において、基準日未使用残高とは、前払式支払手段を発行する者が毎年三月三十一日及び九月三十日(以下この章において「基準日」という。)までに発行しなくてはならない前払式支払手段の当該基準日における未使用残高(次の各号に掲げる前払式支払手段の区分に定め、当該各号に定める金額をい、その合計額として内閣府に定めるところにより算出した額をい、

一 前払式支払手段において、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の一)
 二 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の二)
 三 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の三)
 四 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の四)
 五 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の五)
 六 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の六)
 七 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の七)
 八 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の八)
 九 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の九)
 一〇 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の一〇)
 一一 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の一一)
 一二 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の一二)
 一三 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の一三)
 一四 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の一四)
 一五 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の一五)
 一六 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の一六)
 一七 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の一七)
 一八 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の一八)
 一九 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の一九)
 二〇 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の二〇)
 二一 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の二一)
 二二 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の二二)
 二三 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の二三)
 二四 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の二四)
 二五 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の二五)
 二六 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の二六)
 二七 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の二七)
 二八 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の二八)
 二九 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の二九)
 三〇 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の三〇)

第一章(略)

第二章(略)

第三章(略)

方法により使用することのできるもの
 二 証券に記載され、又は電磁的方法により記録される物品又は物の数量に相当する対価を得て発行する証券等又は番号、記号その他の対価を得て発行する証券等若しくは番号の物品は、債務の数量に相当する対価を得て当該数量の記録の加算が行われるものを含む)であつて、発行業者等に対して提示、交付、通知その他の方法により、当該債務の給又は当該債務の提供を請求することができるもの
 三 この章において、基準日未使用残高とは、前払式支払手段を発行する者が毎年三月三十一日及び九月三十日(以下この章において「基準日」という。)までに発行しなくてはならない前払式支払手段の当該基準日における未使用残高(次の各号に掲げる前払式支払手段の区分に定め、当該各号に定める金額をい、その合計額として内閣府に定めるところにより算出した額をい、

一 前払式支払手段において、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の一)
 二 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の二)
 三 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の三)
 四 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の四)
 五 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の五)
 六 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の六)
 七 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の七)
 八 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の八)
 九 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の九)
 一〇 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の一〇)
 一一 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の一一)
 一二 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の一二)
 一三 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の一三)
 一四 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の一四)
 一五 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の一五)
 一六 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の一六)
 一七 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の一七)
 一八 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の一八)
 一九 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の一九)
 二〇 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の二〇)
 二一 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の二一)
 二二 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の二二)
 二三 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の二三)
 二四 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の二四)
 二五 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の二五)
 二六 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の二六)
 二七 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の二七)
 二八 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の二八)
 二九 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の二九)
 三〇 前払式支払手段の数量を減らすことができる行為は、前払式支払手段の数量を減らすことができる行為をい、(改正後の三〇)

有効な改正前規定（金融商品取引法）

力を失う。
③（略）

（登録の取消し等に伴う債権の履行の完了等）

第六三条の二 暗号資産交換業者について、第六三条の十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三條の二の登録が取り消されたとき、又は前条第二項の規定により第六十三條の二の登録が効力を失ったときは、当該暗号資産交換業者であった者は、その暗号資産の換等に関し負担する債務の履行を完了し、かつ、その暗号資産交換に関し管理する利用者の財産を返還し、又は利用者を移動する目的の範囲内において、はなはだ賠償を要する交換業者となす。

（外国暗号資産交換業者の勤務の禁止）

第六三条の三 第六三条の二の登録を受けていない外国暗号資産交換業者は、国内にある者に対して、第二条第七項各に掲げる行為の勧誘をしてはならない。

新第四章 第六三条の三（改正により追）

第四章名 改正後第四章の名

第五條（免許の申請）

第一條（住居略）
二 資本又は基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百三十一條に規定する基金をいう。）の額及び純資産額
三 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役次長、第六項第四号において同じ。）又は理事及び監事の氏名
五・六（略）

（免許の基準）

第六條（一）内閣総理大臣は、前条第一項の免許の申請があつたときは、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
一（住居略）
二（住居略）
三（住居略）
四 監督役、監査等委員会若しくは指名委員会等（会社法第百二十五條第十二号に規定する指名委員会をいう。）又は監事（略）
五（略）
第六條（二）暗号資産は、前条第二項若しくは第三十七條

の登録を取り消され、若しくは第八十二条第一項若しくは第二項の規定により第六十四條第一項の免許を取り消され、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けて同種類の登録若しくは免許（当該登録又は免許に類する許可その他の行政処分を含む）を取り消され、その取消の日から五年を経過しない法人。
新三
四（取銷後）
三（取銷後）
四（取銷後）
事若しくはし事をいう。以下の章において同じ。のうちに次のいずれかに該当する者のある法人
イ（一）（略）
イ（二）（略）
ホ 資金清算機関が第八十二条第一項若しくは第三項の規定により第六十四條第一項の規定を取り消された場合又は法人がこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けて同種類の許可若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む）を取り消された場合において、その取消の日から千日以内にその法人の取締役等であつた者で、当該取消の日から五年を経過しない者その他これに準ずるものとして政令で定める（改正後（五））

取銷後等の欠格事由等
第六七條（一）前条第四号イからホまでのいずれかに該当する者は、資金清算機関の取締役等となることができない。
②（略）
③（略）

○金融商品取引法

令和五年四月一日以後有効な旧規定
改正法令
・安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四・六・一〇法六）
・本則（令和五・六・九）までに施行

（定義）
第一條（一）（略）
② 掲げる第一号から第十五号までに掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券、同項第十八号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く、及び同項第十八号に掲げる有価証券を表示されるべき権利並びに同項第十八号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券、同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）及び同項第十九号から第二十号までに掲げる有価証券であつて、同項各号で定めるものに表示されるべき権利（以下この項及び次項において「有価証券表示権利」と総称する。）は、有価証券表示権利について当該権利を表示する当該有価証券が発行されていない場合においても、当該権利を当該有価証券のみならず、電子記録債権（電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第一条第一項に規定する電子記録債権をいう。）以下この項において「同」のうちに流通性その他の事情を勘案し、社債券その他の前項各号に掲げる有価証券以外の号が必要と認められるものとして政令で定めるものとして第七号及び次項において「特定電子記録債権」とする。）は、当該電子記録債権を当該有価証券とみなし、次に掲げる権利は、証券又は証券に表示されるべき権利以外に、当該有価証券及び同証券とみなすこと、この法律の規定を適用する。
一 信託の受益権（前項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示されるべきもの及び同項第十二号から第十四号までに掲げる有価証券に表示されるべきものを除く。）
二（略）
三（略）
四（略）
五（略）
六（略）
七（略）
八（略）
九（略）
十（略）
十一（略）
十二（略）
十三（略）
十四（略）
十五（略）

（定款）
第一條（一）（略）
② 掲げる第一号から第十五号までに掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券、同項第十八号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く、及び同項第十八号に掲げる有価証券を表示されるべき権利並びに同項第十八号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券、同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）及び同項第十九号から第二十号までに掲げる有価証券であつて、同項各号で定めるものに表示されるべき権利（以下この項及び次項において「有価証券表示権利」と総称する。）は、有価証券表示権利について当該権利を表示する当該有価証券が発行されていない場合においても、当該権利を当該有価証券のみならず、電子記録債権（電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第一条第一項に規定する電子記録債権をいう。）以下この項において「同」のうちに流通性その他の事情を勘案し、社債券その他の前項各号に掲げる有価証券以外の号が必要と認められるものとして政令で定めるものとして第七号及び次項において「特定電子記録債権」とする。）は、当該電子記録債権を当該有価証券とみなし、次に掲げる権利は、証券又は証券に表示されるべき権利以外に、当該有価証券及び同証券とみなすこと、この法律の規定を適用する。
一 信託の受益権（前項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示されるべきもの及び同項第十二号から第十四号までに掲げる有価証券に表示されるべきものを除く。）
二（略）
三（略）
四（略）
五（略）
六（略）
七（略）
八（略）
九（略）
十（略）
十一（略）
十二（略）
十三（略）
十四（略）
十五（略）

（定款）
第一條（一）（略）
② 掲げる第一号から第十五号までに掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券、同項第十八号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く、及び同項第十八号に掲げる有価証券を表示されるべき権利並びに同項第十八号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券、同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）及び同項第十九号から第二十号までに掲げる有価証券であつて、同項各号で定めるものに表示されるべき権利（以下この項及び次項において「有価証券表示権利」と総称する。）は、有価証券表示権利について当該権利を表示する当該有価証券が発行されていない場合においても、当該権利を当該有価証券のみならず、電子記録債権（電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第一条第一項に規定する電子記録債権をいう。）以下この項において「同」のうちに流通性その他の事情を勘案し、社債券その他の前項各号に掲げる有価証券以外の号が必要と認められるものとして政令で定めるものとして第七号及び次項において「特定電子記録債権」とする。）は、当該電子記録債権を当該有価証券とみなし、次に掲げる権利は、証券又は証券に表示されるべき権利以外に、当該有価証券及び同証券とみなすこと、この法律の規定を適用する。
一 信託の受益権（前項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示されるべきもの及び同項第十二号から第十四号までに掲げる有価証券に表示されるべきものを除く。）
二（略）
三（略）
四（略）
五（略）
六（略）
七（略）
八（略）
九（略）
十（略）
十一（略）
十二（略）
十三（略）
十四（略）
十五（略）

（定款）
第一條（一）（略）
② 掲げる第一号から第十五号までに掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券、同項第十八号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く、及び同項第十八号に掲げる有価証券を表示されるべき権利並びに同項第十八号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券、同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）及び同項第十九号から第二十号までに掲げる有価証券であつて、同項各号で定めるものに表示されるべき権利（以下この項及び次項において「有価証券表示権利」と総称する。）は、有価証券表示権利について当該権利を表示する当該有価証券が発行されていない場合においても、当該権利を当該有価証券のみならず、電子記録債権（電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第一条第一項に規定する電子記録債権をいう。）以下この項において「同」のうちに流通性その他の事情を勘案し、社債券その他の前項各号に掲げる有価証券以外の号が必要と認められるものとして政令で定めるものとして第七号及び次項において「特定電子記録債権」とする。）は、当該電子記録債権を当該有価証券とみなし、次に掲げる権利は、証券又は証券に表示されるべき権利以外に、当該有価証券及び同証券とみなすこと、この法律の規定を適用する。
一 信託の受益権（前項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示されるべきもの及び同項第十二号から第十四号までに掲げる有価証券に表示されるべきものを除く。）
二（略）
三（略）
四（略）
五（略）
六（略）
七（略）
八（略）
九（略）
十（略）
十一（略）
十二（略）
十三（略）
十四（略）
十五（略）

（定款）
第一條（一）（略）
② 掲げる第一号から第十五号までに掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券、同項第十八号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く、及び同項第十八号に掲げる有価証券を表示されるべき権利並びに同項第十八号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券、同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）及び同項第十九号から第二十号までに掲げる有価証券であつて、同項各号で定めるものに表示されるべき権利（以下この項及び次項において「有価証券表示権利」と総称する。）は、有価証券表示権利について当該権利を表示する当該有価証券が発行されていない場合においても、当該権利を当該有価証券のみならず、電子記録債権（電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第一条第一項に規定する電子記録債権をいう。）以下この項において「同」のうちに流通性その他の事情を勘案し、社債券その他の前項各号に掲げる有価証券以外の号が必要と認められるものとして政令で定めるものとして第七号及び次項において「特定電子記録債権」とする。）は、当該電子記録債権を当該有価証券とみなし、次に掲げる権利は、証券又は証券に表示されるべき権利以外に、当該有価証券及び同証券とみなすこと、この法律の規定を適用する。
一 信託の受益権（前項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示されるべきもの及び同項第十二号から第十四号までに掲げる有価証券に表示されるべきものを除く。）
二（略）
三（略）
四（略）
五（略）
六（略）
七（略）
八（略）
九（略）
十（略）
十一（略）
十二（略）
十三（略）
十四（略）
十五（略）

（定款）
第一條（一）（略）
② 掲げる第一号から第十五号までに掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券、同項第十八号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く、及び同項第十八号に掲げる有価証券を表示されるべき権利並びに同項第十八号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券、同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）及び同項第十九号から第二十号までに掲げる有価証券であつて、同項各号で定めるものに表示されるべき権利（以下この項及び次項において「有価証券表示権利」と総称する。）は、有価証券表示権利について当該権利を表示する当該有価証券が発行されていない場合においても、当該権利を当該有価証券のみならず、電子記録債権（電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第一条第一項に規定する電子記録債権をいう。）以下この項において「同」のうちに流通性その他の事情を勘案し、社債券その他の前項各号に掲げる有価証券以外の号が必要と認められるものとして政令で定めるものとして第七号及び次項において「特定電子記録債権」とする。）は、当該電子記録債権を当該有価証券とみなし、次に掲げる権利は、証券又は証券に表示されるべき権利以外に、当該有価証券及び同証券とみなすこと、この法律の規定を適用する。
一 信託の受益権（前項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示されるべきもの及び同項第十二号から第十四号までに掲げる有価証券に表示されるべきものを除く。）
二（略）
三（略）
四（略）
五（略）
六（略）
七（略）
八（略）
九（略）
十（略）
十一（略）
十二（略）
十三（略）
十四（略）
十五（略）

第一号の売買に係る金銭その他政令で定める規定の金銭又は当該規定の取引に係る金銭とみなして、この法律（これに基づく命令を含む。）の規定を適用する。

登録の申請
第九條（一）（略）
② 住居略
第九條（二）（略）
第九條（三）（略）
第九條（四）（略）
第九條（五）（略）
第九條（六）（略）
第九條（七）（略）
第九條（八）（略）
第九條（九）（略）
第九條（十）（略）
第九條（十一）（略）
第九條（十二）（略）
第九條（十三）（略）
第九條（十四）（略）
第九條（十五）（略）

第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲
第十二條（一）（住居略）
第十二條（二）（住居略）
第十二條（三）（住居略）
第十二條（四）（住居略）
第十二條（五）（住居略）
第十二條（六）（住居略）
第十二條（七）（住居略）
第十二條（八）（住居略）
第十二條（九）（住居略）
第十二條（十）（住居略）
第十二條（十一）（住居略）
第十二條（十二）（住居略）
第十二條（十三）（住居略）
第十二條（十四）（住居略）
第十二條（十五）（住居略）

第六款 暗号資産関連業務に関する特別規定
第十四條（一）（略）
第十四條（二）（略）
第十四條（三）（略）
第十四條（四）（略）
第十四條（五）（略）
第十四條（六）（略）
第十四條（七）（略）
第十四條（八）（略）
第十四條（九）（略）
第十四條（十）（略）
第十四條（十一）（略）
第十四條（十二）（略）
第十四條（十三）（略）
第十四條（十四）（略）
第十四條（十五）（略）

第六款の三 暗号資産の取引等に関する規制（不正行為の禁止）
第十五條（一）（住居略）
第十五條（二）（住居略）
第十五條（三）（住居略）
第十五條（四）（住居略）
第十五條（五）（住居略）
第十五條（六）（住居略）
第十五條（七）（住居略）
第十五條（八）（住居略）
第十五條（九）（住居略）
第十五條（十）（住居略）
第十五條（十一）（住居略）
第十五條（十二）（住居略）
第十五條（十三）（住居略）
第十五條（十四）（住居略）
第十五條（十五）（住居略）

第六款の三 暗号資産の取引等に関する規制（不正行為の禁止）
第十五條（一）（住居略）
第十五條（二）（住居略）
第十五條（三）（住居略）
第十五條（四）（住居略）
第十五條（五）（住居略）
第十五條（六）（住居略）
第十五條（七）（住居略）
第十五條（八）（住居略）
第十五條（九）（住居略）
第十五條（十）（住居略）
第十五條（十一）（住居略）
第十五條（十二）（住居略）
第十五條（十三）（住居略）
第十五條（十四）（住居略）
第十五條（十五）（住居略）

じ)その他の取引又はデリバティブ取引等(暗号資産又は金融指標(暗号資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出された値)に限る。次条第二項及び第五十八條の二第四項において、暗号資産を連金融指標という)に係るものに限る。以下の条、次及び同条において、「暗号資産関連デリバティブ取引等」という)について、不正の手段、計画又は技巧をすること。

二 暗号資産の売買その他の取引又は暗号資産関連デリバティブ取引等について、重要な事項について虚偽の表示があり、又は誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けている文書その他の表示を使用し、金銭その他の財産を取得すること。

三 暗号資産の売買その他の取引又は暗号資産関連デリバティブ取引等を誘引する目的をもって、虚偽の相場を利用すること。

第二百五十七條の規定は、暗号資産関連デリバティブ取引については、適用しない。

② (風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止)

第八五條の三① 何人も、暗号資産の売買その他の取引若しくは暗号資産関連デリバティブ取引等のため、又は暗号資産等(暗号資産若しくはオプション)の暗号資産又は暗号資産関連金融指標に係るものに限る。次条第一項において「暗号資産関連オプション」という)又はデリバティブ取引に係る暗号資産関連金融指標をいう)次項、同条第一号及び第一号並びに第九十七條第二項第二号において同じ)の相場の変動を図る目的をもって、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。

② 第二百五十八條の規定は、暗号資産関連デリバティブ取引等及び暗号資産等については、適用しない。

② (相場操作行為等の禁止)

第八五條の四① 何人も、暗号資産の売買、市場デリバティブ取引(暗号資産又は暗号資産関連金融指標に係るものに限る。以下この条において「暗号資産関連市場デリバティブ取引」という)又は店頭デリバティブ取引(暗号資産又は暗号資産関連金融指標に係るものに限る。以下この条において「暗号資産店頭デリバティブ取引」という)のうちに、暗号資産関連市場デリバティブ取引又は暗号資産店頭デリバティブ取引の引が繁盛に行われていると他人に誤解させる目的その他のこれらの取引の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、次に掲げる行為をしてはならない。

一 権利の移転を目的とし、仮装の暗号資産の売買、暗号資産関連市場デリバティブ取引(第一号第二号に掲げる取引に限る)又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引(同条第十一号に掲げる取引に限る)をすること。

二 金銭の授受を目的とし、仮装の暗号資産関連市場デリバティブ取引(第一号第二号第十一号第二号第十一号及び第五号に掲げる取引に限る)又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引(同条第二十二号第五号及び第六号に掲げる取引に限る)をすること。

三 暗号資産関連市場デリバティブ取引(第一号第二号第十一号第二号第十一号及び第五号に掲げる取引に限る)又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引(同条第二十二号第五号及び第六号に掲げる取引に限る)をすること。

四 自己のする暗号資産の売却と同時に、それと同価格において、他人が当該暗号資産を買いつけることとあらかじめその者と通謀の上、当該売却をすること。

五 自己のする暗号資産の買付けと同時に、それと同価格において、他人が当該暗号資産を売り付けることとあらかじめその者と通謀の上、当該買付けをすること。

六 暗号資産関連市場デリバティブ取引(第二号第二十一号第二号に掲げる取引に限る)又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引(同条第二十二号第一号に掲げる取引に限る)の申込みと同時に、当該取引の約定数値と同一の約定数値において、他人が当該取引の相手方となることとあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。

七 暗号資産関連市場デリバティブ取引(第二号第二十一号第二号に掲げる取引に限る)又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引(同条第二十二号第一号及び第二号に掲げる取引に限る)の申込みと同時に、他人が当該取引の相手方となることとあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。

八 暗号資産関連市場デリバティブ取引(第二号第二十一号第二号及び第五号に掲げる取引に限る)又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引(同条第二十二号第一号及び第二号に掲げる取引に限る)の申込みと同時に、当該取引の条件と同一の条件において、他人が当該取引の相手方となることとあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。

九 (略)

② 何人も、暗号資産の売買、暗号資産関連市場デリバティブ取引又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引(第一号及び第三号において「暗号資産売買等」という)のうち、暗号資産を誘引する目的をもって、次に掲げる行為をしてはならない。

一 暗号資産売買等が繁盛であると誤解させ、又は暗号資産等の相場を変動させるべき連の暗号資産売買等又はその申込み委託等若しくは委託をすること。

二 暗号資産等の相場が自己又は他人の操作によって変動するべき旨を流布すること。

三 暗号資産売買等を行うにつき、重要な事項について虚偽であり、又は誤解を生じさせようとするべき表示を故意にして虚偽であり、第二百五十九條の規定は、暗号資産関連市場デリバティブ取引及び暗号資産関連店頭デリバティブ取引並びにこれらの申込み委託等及び受託等については、適用しない。

② 暗号資産等(暗号資産若しくはオプション)の暗号資産又は暗号資産関連金融指標に係るものに限る。次条第一項において「暗号資産関連オプション」という)又はデリバティブ取引に係る暗号資産関連金融指標をいう)次項、同条第一号及び第一号並びに第九十七條第二項第二号において同じ)の相場の変動を図る目的をもって、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。

② 第二百五十八條の規定は、暗号資産関連デリバティブ取引等及び暗号資産等については、適用しない。

② (相場操作行為等の禁止)

第八五條の四① 何人も、暗号資産の売買、市場デリバティブ取引(暗号資産又は暗号資産関連金融指標に係るものに限る。以下この条において「暗号資産関連市場デリバティブ取引」という)又は店頭デリバティブ取引(暗号資産又は暗号資産関連金融指標に係るものに限る。以下この条において「暗号資産店頭デリバティブ取引」という)のうちに、暗号資産関連市場デリバティブ取引又は暗号資産店頭デリバティブ取引の引が繁盛に行われていると他人に誤解させる目的その他のこれらの取引の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、次に掲げる行為をしてはならない。

一 権利の移転を目的とし、仮装の暗号資産の売買、暗号資産関連市場デリバティブ取引(第一号第二号に掲げる取引に限る)又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引(同条第十一号に掲げる取引に限る)をすること。

二 金銭の授受を目的とし、仮装の暗号資産関連市場デリバティブ取引(第一号第二号第十一号第二号第十一号及び第五号に掲げる取引に限る)又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引(同条第二十二号第五号及び第六号に掲げる取引に限る)をすること。

三 暗号資産関連市場デリバティブ取引(第一号第二号第十一号第二号第十一号及び第五号に掲げる取引に限る)又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引(同条第二十二号第五号及び第六号に掲げる取引に限る)をすること。

四 自己のする暗号資産の売却と同時に、それと同価格において、他人が当該暗号資産を買いつけることとあらかじめその者と通謀の上、当該売却をすること。

五 自己のする暗号資産の買付けと同時に、それと同価格において、他人が当該暗号資産を売り付けることとあらかじめその者と通謀の上、当該買付けをすること。

六 暗号資産関連市場デリバティブ取引(第二号第二十一号第二号に掲げる取引に限る)又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引(同条第二十二号第一号に掲げる取引に限る)の申込みと同時に、当該取引の約定数値と同一の約定数値において、他人が当該取引の相手方となることとあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。

七 暗号資産関連市場デリバティブ取引(第二号第二十一号第二号に掲げる取引に限る)又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引(同条第二十二号第一号及び第二号に掲げる取引に限る)の申込みと同時に、他人が当該取引の相手方となることとあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。

八 暗号資産関連市場デリバティブ取引(第二号第二十一号第二号及び第五号に掲げる取引に限る)又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引(同条第二十二号第一号及び第二号に掲げる取引に限る)の申込みと同時に、当該取引の条件と同一の条件において、他人が当該取引の相手方となることとあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。

九 (略)

② 何人も、暗号資産の売買、暗号資産関連市場デリバティブ取引又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引(第一号及び第三号において「暗号資産売買等」という)のうち、暗号資産を誘引する目的をもって、次に掲げる行為をしてはならない。

一 暗号資産売買等が繁盛であると誤解させ、又は暗号資産等の相場を変動させるべき連の暗号資産売買等又はその申込み委託等若しくは委託をすること。

二 暗号資産等の相場が自己又は他人の操作によって変動するべき旨を流布すること。

三 暗号資産売買等を行うにつき、重要な事項について虚偽であり、又は誤解を生じさせようとするべき表示を故意にして虚偽であり、第二百五十九條の規定は、暗号資産関連市場デリバティブ取引及び暗号資産関連店頭デリバティブ取引並びにこれらの申込み委託等及び受託等については、適用しない。

② 暗号資産等(暗号資産若しくはオプション)の暗号資産又は暗号資産関連金融指標に係るものに限る。次条第一項において「暗号資産関連オプション」という)又はデリバティブ取引に係る暗号資産関連金融指標をいう)次項、同条第一号及び第一号並びに第九十七條第二項第二号において同じ)の相場の変動を図る目的をもって、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。

② 第二百五十八條の規定は、暗号資産関連デリバティブ取引等及び暗号資産等については、適用しない。

② (相場操作行為等の禁止)

第八五條の四① 何人も、暗号資産の売買、市場デリバティブ取引(暗号資産又は暗号資産関連金融指標に係るものに限る。以下この条において「暗号資産関連市場デリバティブ取引」という)又は店頭デリバティブ取引(暗号資産又は暗号資産関連金融指標に係るものに限る。以下この条において「暗号資産店頭デリバティブ取引」という)のうちに、暗号資産関連市場デリバティブ取引又は暗号資産店頭デリバティブ取引の引が繁盛に行われていると他人に誤解させる目的その他のこれらの取引の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、次に掲げる行為をしてはならない。

一 権利の移転を目的とし、仮装の暗号資産の売買、暗号資産関連市場デリバティブ取引(第一号第二号に掲げる取引に限る)又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引(同条第十一号に掲げる取引に限る)をすること。

二 金銭の授受を目的とし、仮装の暗号資産関連市場デリバティブ取引(第一号第二号第十一号第二号第十一号及び第五号に掲げる取引に限る)又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引(同条第二十二号第五号及び第六号に掲げる取引に限る)をすること。

三 暗号資産関連市場デリバティブ取引(第一号第二号第十一号第二号第十一号及び第五号に掲げる取引に限る)又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引(同条第二十二号第五号及び第六号に掲げる取引に限る)をすること。

四 自己のする暗号資産の売却と同時に、それと同価格において、他人が当該暗号資産を買いつけることとあらかじめその者と通謀の上、当該売却をすること。

五 自己のする暗号資産の買付けと同時に、それと同価格において、他人が当該暗号資産を売り付けることとあらかじめその者と通謀の上、当該買付けをすること。

六 暗号資産関連市場デリバティブ取引(第二号第二十一号第二号に掲げる取引に限る)又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引(同条第二十二号第一号に掲げる取引に限る)の申込みと同時に、当該取引の約定数値と同一の約定数値において、他人が当該取引の相手方となることとあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。

七 暗号資産関連市場デリバティブ取引(第二号第二十一号第二号に掲げる取引に限る)又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引(同条第二十二号第一号及び第二号に掲げる取引に限る)の申込みと同時に、他人が当該取引の相手方となることとあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。

八 暗号資産関連市場デリバティブ取引(第二号第二十一号第二号及び第五号に掲げる取引に限る)又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引(同条第二十二号第一号及び第二号に掲げる取引に限る)の申込みと同時に、当該取引の条件と同一の条件において、他人が当該取引の相手方となることとあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。

九 (略)

② 何人も、暗号資産の売買、暗号資産関連市場デリバティブ取引又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引(第一号及び第三号において「暗号資産売買等」という)のうち、暗号資産を誘引する目的をもって、次に掲げる行為をしてはならない。

一 暗号資産売買等が繁盛であると誤解させ、又は暗号資産等の相場を変動させるべき連の暗号資産売買等又はその申込み委託等若しくは委託をすること。

二 暗号資産等の相場が自己又は他人の操作によって変動するべき旨を流布すること。

三 暗号資産売買等を行うにつき、重要な事項について虚偽であり、又は誤解を生じさせようとするべき表示を故意にして虚偽であり、第二百五十九條の規定は、暗号資産関連市場デリバティブ取引及び暗号資産関連店頭デリバティブ取引並びにこれらの申込み委託等及び受託等については、適用しない。

○金融サービスの提供に関する法律

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

- ・安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(令相四法六一附則二条(令相五・六・九)までに施行)

(定義)

第六條(往書略)

第一一五(略)

六(往書略)

イ、資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)

第二條第五項に掲げる暗号資産

七十一(略)

有効な改正前規定(金融サービス)の提供に関する法律)

○外国為替及び外国貿易法

有効な改正前規定（外国為替及び外国貿易法 宅地建物取引業法）

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和四・四・二）法二八（本則二条（令相五・六・九）までに施行）
- ・安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四・六・一〇）法六一（附則二条（令相五・六・九）までに施行）

（定義）

第 1 条 ①（住居略）

一八 暗号資産とは、資金決済に関する法律（平成二十年法律第五十九号）第二条第五項に規定する暗号資産をいう。

一六 略

② 略

第 6 条 ②（主務大臣の職限）

第六条の二 主務大臣は、前条第一項の規定により許可を受けようとする暗号資産の移転に際して、当該暗号資産の移転を受ける者が再び同項の規定により許可を受ける義務が課された支払等を受けないことを行うおそれがあるとき、その旨を当該許可を受けない期間を取り、本邦から外国へ向け支払（銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）第十一号第三項において同じ）その他の政令で定める金融機関（以下「銀行等」という。）又は資金移動業者（資金決済に関する法律第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。）以下同じ）が行う為替取引によつてされる暗号資産の移転を交換業者（同法第二条第八項に規定する暗号資産交換業者をいう。）以下同じ）がその顧客の支払に係る暗号資産の移転を行う場合（当該暗号資産の移転が同法第一条第九項に規定する外国暗号資産交換業者に暗号資産の管理を委託している当該外国暗号資産交換業者の顧客に対して行う支払に係る暗号資産の移転である場合その他政令で定める場合に限る。）における当該暗号資産の移転によつてされるものを除く。）及び居住者（非居住者との間で行う支払等（銀行等又は資金移動業者が行う為替取引によつてされるもの及び暗号資産交換業者がその顧客の支払等に係る暗号資産の移転を行う場合（当該暗号資産の移転が当該暗号資産交換業者に暗号資産の管理を委託している当該暗号資産交換業者の顧客又は他の暗号資産交換業者若しくは同法第二条第九項に規定する外国暗号資産交換業者若しくは外国暗号資産委託している当該暗号資産交換業者若しくは外国暗号資産

交換業者の顧客との間で行う支払等に係る暗号資産の移転である場合その他政令で定める場合に限る。第十七条の四及び第十八条の六において同じ。）における当該暗号資産の移転によつてされるものその他政令で定めるものを除く。）について、その全部若しくは一部を禁止し、又は政令で定めるところにより許可を受ける義務を課することができる。

○宅地建物取引業法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四・六・一〇）法六一（附則四（令相五・六・九）までに施行）

（不動産信託受益権等の売買等に係る特例）

第五〇条の二の四 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）金融商品仲介業者（同条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。）又は金融サービス仲介業者（金融サービス法の提供に関する法律（平成十二年法律第一号）第十一号第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。）同条第四項に規定する有価証券等仲介業者の種類に係る同法第十二条の登録を受けているものに限る。である宅地建物取引業者が、宅地若しくは建物に係る信託の受益権又は当該受益権に対する投資事業に係る組合契約（民法第六百六十七号第一項に規定する組合契約をいう。）匿名組合契約（商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百二十五条に規定する匿名組合契約をいう。）若しくは投資事業有限責任組合契約（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約をいう。）に基づき権利（以下この条において「不動産信託受益権等」という。）の売主となる場合（暗号資産（金融商品取引法第二条第二十四号第三号の二に規定する暗号資産をいう。）以下この条において同じ）を対価とする譲渡をする場合を含む。）又は不動産信託受益権等の売買（暗号資産を対価とする譲渡又は譲受けを含む。）の代理若しくは媒介をする場合において、これを受託する暗号資産交換業者が、宅地又は建物に係る信託（当該宅地建物取引業者を委託者とするものに限る。）の受益権の売主となる場合とみなして第三十五号第三項から第五項まで及び第八項の規定を適用する場合において、同条第九項本文と売買の相手方に対して、とあるのは、売買の相手方又は代理を依頼した者若しくは媒介に係る売買の各当事者（以下「不動産信託受益権売買等の相手方」という。）に対して、と「信託の受益権に係る」とあるのは、第五十号の四に規定する不動産信託受益権等に係る」と同項ただし書中「売買の相手方」とあり、同項第七号中「信託と受益権の売買の相手方」とあり、及び同条第八項中「第三項に規定する売買の相手方」とあるのは「不動産信託受益権売買等の相手方」とする。

有効な改正前規定（著作権法）

三条の二第一項若しくは第四項、第十五条第一項、第三十七條第二項、第三十七條の二本文、同条第二号に係る場合にあっては、同号、第四十條から第四十二條の二まで、第四十二條の三第二項、第四十七條第一項若しくは第二項、第四十七條の二又は第四十七條の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によって当該著作物の公衆への提示を行った者

三・四（略）

③ 第三十條の二から第三十條の四まで、第三十條第三項前段及び第四項、第三十條第五項、第三十條第六項、第三十三條の三第四項、第三十五條第一項、第三十六條第一項、第三十七條第二項及び第三項、第三十七條の二（第二号を除く）、第四十條第一項、第四十一條、第四十二條の二、第四十二條の三第二項、第四十七條第四項及び第五項、第四十七條の二、第四十七條の四並びに第四十七條の五の規定は、出版権の目的となつて、いる著作物の公衆送信について適用する。この場合において、第三十條の二第一項ただし書及び第二項ただし書、第三十條の三第一項ただし書、第三十二條第一項ただし書、第三十三條第一項ただし書、第三十三條第二項ただし書及び第三十三條第三項ただし書、第四十七條の二、第四十七條の四並びに第四十七條の五の五第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十七條の五第二項ただし書及び第三項ただし書中「著作権者」とあるのは、「出版権者」と、同条第一項ただし書中「著作権者」とあるのは、「出版権者」と、同条第一項ただし書中「著作権者」とあるのは、「出版権者」とあるのは、「出版権者」と読み替へるものとする。

④ 著作権の制限

第 〇二条(1)(8)（略）

①（註書略）

第一項において準用する第三十條第一項、第三十條の三、第三十條第一項第一号、第三十條第二号若しくは第五項第一号、第三十三條の二第一項、第三十三條の三第一項若しくは第四項、第三十五條第一項、第三十七條第三項、第三十七條の二第二号、第四十一條から第四十二條の二まで、第四十三條第二項、第四十四條第一項から第三項まで、第四十七條第三項若しくは第三項、第四十七條の二又は第四十七條の五第一項に定める目的以外のために、これらの規定の適用を受けて作成された表演等の複製物を頒布し、又は当該複製物によって当該演奏、当該レコードに係る音若しくは当該放送若しくは有線放送に係る音若しくはは影像の公衆への提示を行った者

二・一五（略）

第 〇四条(1)（私的録音録画補償金を受ける権利の行使）

〇四条の二(1) 第三十條第三項（第百一条第一項において準用する場合を含む。以下この節において同じ。）の補償金（以下この節において、私的録音録画補償金、という。）を受ける権利

は、私的録音録画補償金を受ける権利を有する者（次項及び次条第四号において、「権利者」という。）のためにその権利を行使することを目的とする団体であつて、次に掲げる私的録音録画補償金の区分ごとに全国を通じて、一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するもの（以下この節において、「指定管理団体」という。）があるときは、それぞれ当該指定管理団体によつてのみ行使することができる。

一・二（略）

② 前項の規定による指定がされた場合には、指定管理団体は、権利者のために自己の名をもつて私的録音録画補償金を受ける権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

第五章

新第二節（第一〇四条の一〇の二―第一〇四条の一〇の八）

（改正により追加）

第二節名 改正後第三節名

授業目的公衆送信補償金を受ける権利の行使

第 〇四条の一① 第三十五條第二項（第百二条第一項において準用する場合を含む。第百四條の十三第三項及び第百四條の十四第二項において同じ。）の補償金（以下この節において、「授業目的公衆送信補償金」という。）を受ける権利は、授業目的公衆送信補償金を受ける権利を有する者（次項及び次条第四号において、「権利者」という。）のためにその権利を行使することを目的とする団体であつて、全国を通じて、一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するもの（以下この節において、「指定管理団体」という。）があるときは、当該指定管理団体によつてのみ行使することができる。

② 前項の規定による指定がされた場合には、指定管理団体は、権利者のために自己の名をもつて授業目的公衆送信補償金を受ける権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。